

「おふでさき」一号へ至る道とその解釈 — 経緯を踏まえない本部解釈「おちゑ」 —

立教以後、「おふでさき」一号執筆に至るまでの中山家の動きを表にしました。「おふでさき」はこの経緯を踏まえた解釈がなされるべきなのにそうない気がします。なぜ、それ以前の経緯とは無関係な解釈が行われているのでしょうか。

年	事項	「おふでさき」一号へ至る道	出典
1838<天保9>年	立教。3町歩余所有。		『復元』30号P239
1847<弘化4>年	教祖、針子に裁縫を教える(安政年間頃まで)。		『天理教伝道史 I』P7
1855<安政2>年	徐々に田地を失い3反余を残す(母屋の売却もこの頃か)。	1853<嘉永6>年 夫善兵衛没	『復元30号』P239
1857<安政4>年	仲田儀三郎入信(最古説)。教祖の布教活動が始まる。		『天理教伝道史 I』P12
1860(万延元)年	西田伊三郎入信(安政5年説あり)。		『天理教伝道史 I』P13
1861<文久元>年	秀司、「万覚日記」(金品貸借の記録、天道天徳神方、教祖関係の記載は無)を記す。		『教祖とその時代』P221
1863(文久3)年	飯田岩治郎のおたすけで、安堵村に行く。		『御水屋敷人足社略伝』
1864<元治元>年	教祖、飯田家に逗留、来訪者多く、同家では家業に支障をきたす。 教祖、こかん名義の吉田神社の裁許状を取得。費用8両(飯田家3両、教祖5両) つとめ場所ふしん、9月手斧始め。大和神社事件起る。(普請寄付金を添書費用に充てるため)		『御水屋敷人足社略伝』 『復元32号』P315
1865<慶応元>年	こかん名義裁許状、村屋神社に渡る(時期不明)。1981<昭和56>年、教会本部取得。 秀司、自分名義の吉田神祇管領裁許状の取得工作を始める。		『東王京』15, 16号 『復元32号』P460
1867<慶応3>年	「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える。 7月23日秀司名義の吉田神祇管領裁許状許さる。		『天理教事典第3版』 『復元32号』P468
1868<慶応4.明治元>年	秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額。		『教祖とその時代』P254
1869<明治2>年	『おふでさき1号』執筆。	今回の1号解釈迄の資料は、2019.06作成のものを元に一部修正したもので、かなり重複しています。	1

中山家の 所有田地

中山家の所有田地は最大で3～5町歩、安政年間に綿や米の商いで損失を生じ、3反ほどに減少したと思われます。

中山家の田地は約**十五、六町歩**と思われる。年貢は百石と言うたから、一段一石として約十町歩。その外に山もあり、綿も沢山作って居られた。昔は田地の1/3は綿を作ったものやから、合わせると十三、四町歩、その他の畑も入れて、十五、六町歩になる。（昭和29・7・29清水由松談）／（『天理教教祖伝稿案第20稿』註P61. 1955. 天理教教会本部）

大和は結婚の時の家柄・格式にとてもうるさい土地柄です。前川家と中山家は共に、五荷の荷で縁組をする格式の家でありました。そういう所から、五荷の荷を持って振り袖姿で嫁に入られた、ということになっていると思います。大和の様子を詳しく調べると、『巻向村史』には当時、大豆越村に四町歩以上の百姓がなかったという統計が出ています。大豆越村の山中忠七の家は七荷の荷を以つて縁組をする家柄でしたが、田地は四町歩以下ということです。中山家の記録でも**三町歩余り**が一番大きい時だったようです（注＝『復元』三十号、二三九頁。 櫟一四）。（『中山みき研究ノート』P44. 八島英雄. 1987. 立風書房）

《自分宅ハ**廿五六ヶ年以前**(※安政元(1854)年の頃か)ハ素ト相當之百姓ニテ耕地モ**三町程**所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ラ残シ置聊生活ヲ相凶リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相營ミ候處商法上萬事利運ニ向イ（丹波市分署宛、手續上申書。明治十四(※1881)年十月八日、中山マツエ、外四名）（天理教管長家古文書）》（『復元30号』P239）

「足達金持ち、善兵衛さん地持ち」といわれた足達家の地所が、天保九年（一八三八年）より二十三年前の文化十二年（一八一五年）で四町四反八畝である。一中略一山中家、足達家との関係から見て、**四町歩から五町歩**の間程度と推定するのが穏当と考える。（『あらきとうりょう149号』P49. 1987. 天理教青年会本部）

三島村三百石で二十町歩として、二百石というと十五町歩ということになる。事実、幕末の大和の農家で、十五町、二十町歩の田地持ちはおらなかつたようである。天理市史編纂員として、市内の資料を調べさしてもらったなかで、明和二（1765）年九月記入、田井庄村源右衛門（登氏）が、高にして九三石余、（田地にして、七、八町歩になるであろうか。）これが一番多かつた。合場村一品の惣三郎（山中氏）が四町五反九畝（天保二年）であつた。兵庫村では三町歩代三人（天保十一年）小田中村では二町一畝が一人（文政八年）、中村では二町代が四名（明治七年）という程度である。中山家の場合、**五町歩から十町歩**というところであろうか。（「教史研究の宿題」P3. 高野友治）

2017.09.P6

※ 高野氏は、『よのもと』1986. 1月号(P35)では、田地は4町歩ほど。大和ではあの時代に4町歩以上持っていた家は数えるほどしかなかったと書いている。

1847<弘化4>年 教祖、針子に裁縫を教える(安政年間頃まで)

立教(1838年)から文久年間(1861~1864年)に至る間の教祖の動きを知るための資料は非常に少ない。それゆえ、高野友治氏の教祖のもとに針子として通っていたという人の調査は貴重です。教祖伝に何度も登場する辻忠作の姉こよが針子として、弘化4(1847)年頃に教祖のもとに通っていました。そこでおはる(1831年生)の人となりを見て、いとこの梶本惣次郎の嫁にという話が出たといわれています(仲人をしたのは父の先代忠作)。その後10年近く経った文久3年に、忠作は妹の気の間違ひのことで教祖を訪ねています。

文久3年に教祖は、安堵村の飯田善六の子供岩治郎の病気のために、出かけています。これは、安堵村の隣り、岡崎村に住む針友達の辰見ミツが教祖の存在を近隣の人びとに教えたのかもしれない。

針子たちはその修業を終えた後も教祖に会いにおやしきに出かけたといひます。高野氏が確認できた針子は5名にすぎませんが、実際にはその何倍もの子供が通ったでしょう。その子たちは、当然裁縫の技術も学びましたが、それ以外のことも学び、親や近在の人びとに伝えたのではなかったでしょうか。その中から、辻忠作や飯田岩治郎のような信仰者が生まれていきました。

【身元が確認できた針子】(『御存命の頃. 上. 改修版』P97. 1971)

庄屋敷村	今西	栄兵衛	娘	テル	安政五(1858)年頃	／	庄屋敷村	乾	源助	娘	小雪	嘉永・安政年間
豊田村	辻	忠作(先代)	娘	こよ	弘化(1844~47)年間	(教祖伝に出てくる忠作は、こよの弟)						
豊田村	西田	某	娘	とみ	安政(1854~59)年間	／	岡崎村	辰見	新次郎	妻	ミツ	針子か針友達

1855<安政2>年頃から徐々に田地を失い3反余を残す

下の資料は前頁にも引用しましたもので、中山家は明治14(1881)年の25,6年以前、安政2(1855)年頃までは3町ほどの田地を持っていたが、商売の失敗(米、綿の商い、相場、金貸し)などで減少し、最も少ない時期で三反を所有していました。また、失敗の後も商売は継続していたようであり、後で記す文久元(1861)年の記録、「万覚日記」では、かなりの額の金品の貸借を行っています。

自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト相富之百姓ニテ耕地モ三町程所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相営兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ヲ生シ候ニ付其尔来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相圖リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ残耕地ヲ抵当ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相営ミ候處商法上萬事利運ニ向イ

(丹波市分署宛、手続上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書) <『復元30号』P239>

1857(安政4)年 仲田儀三郎入信(最古説)。教祖の布教活動が始まる。 1860(万延元)年西田伊三郎入信。

下の文は、仲田儀三郎の入信を安政4(1857)年ではないかとしています。儀三郎の入信は通説では文久3(1863)年で、それより6年も早い。安政2年以降に中山家の田地が3町から3反に減少していったとしても、安政4年に仲田儀三郎が入信しているとするれば、その入信の以前から、教祖の病直しの活動は始まっており、お礼として米などを持って来る者もいたでしょう。また、儀三郎が教祖を知るきっかけになったのは、妻の出産後の煩いであったとしても、継続的な信者になっていったということは、教理的な内容もすでに話されていたと考えることもできるように思います。

これまでの教祖伝は、教祖の布教活動や信者の入信を遅くする傾向があるように思います。それは、安政2年までは3町歩の田地があり、安政4年にはのちに中心的存在になる信者が出来ていたのでは、「貧に落ち」切った期間が無くなってしまわないでしょうか。

櫛本村の西に櫛枝という村がある。そこに西田伊三郎という人がいた。伊三郎氏三十三才の時、妻が歯を病み千束村のお稲荷さんに拝んでもらおうとして家を出た。途中東から知人に「そんなんだつたら庄屋敷村へ行って中山さんの老婆さんに拝んでもらいなされ」といわれ、庄屋敷村に行き、教祖様をお願いした。この時、教祖様は、／ 「よう帰って来た。待つていたで、二三日前から知らせてやつた」／ と申されたという。

拝んでもらって、お話をきいている間に、歯の痛みはすっかりなくなつた。翌日お礼詣りに出かけようとしたが、丁度麦の秋のことで忙がしいので参拝出来ず、そのままにしていたところ、今度は眼が痛み出し、またお詣りしてお話をきいている間になおつてしまった。このたびは教祖様は、／ 「夫もつれておいで」／ といわれたので、**西田伊三郎氏**が参拝した。

この時が伊三郎氏の三十三才の時といわれる。伊三郎氏は明治二十七年、七十才で出直してられるから**三十三才という安政五年**ということになる。これはちよつと早過ぎる。また同家の話では「榊井伊三郎先生の入信は私の爺さんより三年遅れた」といわれているところからすると、榊井氏の入信が文久三年であるから西田氏の入信は萬延元年となる。安政五年と萬延元年とは二年違うだけである。なお西田氏の関係で入信した前栽村の村田幸右衛門氏の入信が氏の四十才の年というから、逆算してみると文久元年ということになる。天理教の従来歴史書には文久三年における中田義三郎、辻忠作、飯田岩次郎の三氏の入信が一番早いようになっているが、安政、萬延のころから信者が出来はじめたというこの話は私にはどうも有り得べきことのように思う。そうなると、先に多少疑問を残しておいた**中田義三郎氏**の入信も、**妻かじの長男岸松**出産後のわずらいとみるなら**安政四年の入信**であり、**長女すえ**の出産後のわずらいとみるなら萬延元年となる。これは従来歴史からみると異説であろうが、私にはあり得べきことと思われる。(『天理教伝道史 I』P12. 高野友治. 1954. 道友社)

秀司が文久元年頃に記した覚書「万覚日記」には金品貸借の記録や陰陽道に基づく方位と日の忌などが書かれています。また、教祖に関することはまったく書かれていません。この覚書から分かることは、秀司が教祖の立教後20年以上が経過し信者もできてきた文久元年に、金品の貸借などの仕事をし、すでに継続的な信仰者が生まれていた教祖の新しい教えとは無関係に、陰陽道に基づく方位と日の忌などを商売に使っていたことです。端的に言えば、秀司は教祖の活動に興味がなかったのです。

新右衛門

一 金弍ア(分) / 札十八匁
又壹朱 / 錢廿五文
メ六十匁 / かし

第一丁目表であるが、日付の記入がない。前述の表紙の記載から文久元年(1861)五月の某日と察する。どこの新右衛門か不明であるが、金二分と札(藩札)で十八匁、それに一朱(金・銀貨どちらでも同価値)と錢二十五文をそれぞれ取り混ぜて、合計銀六十匁分を貸して
る。……銀六十匁では米約二斗八升五合余り買うことができた。
(「『万覚日記』について」上野利夫.P228.
『教祖とその時代』.1991.道友社)

銀60匁は、極々参考に米の値段から今の金額に直すと、約1万5千円くらいになります。

この資料は、天理教に残る古記録の一つと述べたが、内容的には直接、天理教に関連するものではなく、中山家に関する事柄のみが記されている。／ 表紙に「萬覺日記」とあるので察せられるように、いろいろの覚え書である。記載法は、普通一般にいう日記の体裁ではなく、日付と要件を簡単に記したメモ程度である。その要件の事項をまとめると、おおよそ次の八項目になる。／ すなわち、金品の貸借に関するもの、諸費用控、綿その他に関する取引事項、大工日数控、村人足覚、日雇心覚、綿打覚、陰陽道による方位と日の忌など。(「『万覚日記』について」 P222)

天道天徳神方

正月 九月 午 / 三 七月 子 / 四 拾貳月 酉 / 六 十月 卯
/ 二月 未申 / 五月 戌亥 / 八月 丑寅 / 十一月 辰巳

「天道天徳神方」とは、古来より曆面に注された吉凶禁忌の一つで、「天道」とは「天道神方」、「天徳」とは「天徳神方」のことと考えられ、この二つを一つに記したものであると察する。この二神とも大吉の方位である。

—中略—

日之ふさかり

一日 東 二日 辰巳 / 三日 南 四日 未申 / 五日 西 六日 戌亥
七日 北 八日 丑寅 / 九日 天方 十日 地方 / 余ハ順也

「日之ふさかり」というのも、曆上の吉凶・禁忌に関することである。(「『万覚日記』について」P250、252)

教祖、1863(文久3)年 飯田岩治郎のおたすけで、安堵村に行く。翌元治元年、飯田家に逗留、来訪者多し

文久3年、教祖は安堵村の飯田家に子供の岩治郎の病氣直しのために呼ばれて出かけます。その時の状況は『御水屋敷人足社略伝』という岩治郎の伝記に記されており、教祖の「おたすけ」がどのようなものであったかを知る貴重な資料です。この時、教祖滞在中の飯田家には教祖に会うために人が押し寄せたことが書かれており、この頃、教祖の存在はかなり知られていたと思われます。

教祖はここで神仏を祈念するわけでもなく、これからの道すがら、世の中の移り方、人間の始まりなどを話した

老婆には家族のものにも一礼をのべ病人の枕辺にいたり満面笑みを含ませられ

薬いらぬ、川に流しておくれ。祈祷するにもおよばぬ、皆ことわりなしたがよろしい、

と云はるゝ故、其意にしたがへ奈良、生駒などへは断り使を遣りたり。然るに今迄悶えくるしみいたりし病人の腹部を両手にて一二度なでさすると忽ち腹部治り、折しも親類より牡丹餅を貰いしが、それを食べたいナと云はるゝまゝ、一つ与へしに食し終り又一つ乞はるゝも両親をはじめ皆の人々も百日あまりの此病人、殊に永らく絶食なりし故、過ごしてはならじと半分与へたり。かく忽ち食事まですゝまるほどの御利益のあるとは如何なる神のなす業かと一同驚き恐れ稀有のおもゝちなすばかりなり。其翌日腹痛はじまりしに一度なでゝ貰うと忘れたる如く治まり、・・・・ 教祖には御入りありても別に、まじないようのこともせず、神仏を祈念するでもなく、居合せた人にこれから先の道すがら、その道すじというのはな、これ／＼に変わる、世の中はかやう／＼に移るのやと。又は人間のはじまりはどうゆうことゝ云うならば云々と謡う如く、話する如く耳なれぬ不可思議のこのみかたられ、・・・・ (『御水屋敷人足社略伝』)

教祖はわが子さえ助かればよいという心を入れ替えることが必要だと説いた

老婆のまともや安堵にまいりおらるゝと聞くや、ます／＼多人数毎日夜の明けるを待ちては寄り来り、門を開くを待ちかね我先にと入り来るありさまなれば、家内一同仕事も出来ぬこと故、母上の思うにはこれでは働くことかなわん、老婆に帰りにて貰うにしかじと心のまゝに申上たるに、ふしぎなるかな、立ち処に身体其儘動くこと出来ぬようにしびれ息の止まる如き心地して言葉も出し得ず、如何ともなす事ならぬよう相成りたり。家内一同驚き恐れ顔見合せ居たるのみなりしが、父上には老婆の前に進み、いろ／＼と御詫び申し入れたるに、老婆は何時乍らお笑いなされて

さあ／＼これでない寿命も助かるは神の力なるぞ

さあ／＼間違いやで／＼ 我子さえ助からば、ひとはどうしてもよいと云う心、その心を入れかえて、さんげさせねばならん。

との仰せに母上もおそれ震るえてさんげせしかば、すぐ様自由用叶うやうになりたり。(『御水屋敷人足社略伝』)

『御水屋敷人足社略伝』は明治三十年代に書かれた飯田岩治郎の伝記。

1864(元治元)年 教祖、こかん名義の吉田神社の裁許状を取得。費用8両(飯田家3両、教祖5両)

教祖は5両という金額を容易に支払う事が出来る状態にあった！

教祖が飯田家に遣ってきて、祈禱など必要ないと皆断りに行かせ、にもかかわらず子供の病は良くなり、教祖の滞在中は多人数が門の開くのを待ち焦がれるというような状態になって、その話が法隆寺村の山伏取締役古川豊後なるものの耳に入り、教祖に文句を言おうと飯田家にやってきました。しかし、問答の結果は豊後が「昇り口の板の間まで降り平伏」するということになってしまいました。その後、豊後は、許可のない者は公然と人を集めることはできないからと、吉田御殿から許可を取ってやるからとお金を預かり、しばらくして、許可証なるものを持参しました。

このときの金額が、「老婆より五両、飯田家より三両」というもので、実際には飯田家が立て替えたというような話もありますが、「五両」というお金を容易に支払う事が出来る状態に教祖はあったことを示しています。

この時の「御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参」された小寒名義の裁許状は、1981(昭和56)年に守屋筑前が神主をしていた村屋神社で発見され、天理教教会本部に渡りましたが、その事実は発表もされず、うやむやにされてしまいました。この裁許状の写真が存在するのは、教会本部への手渡し役をした方が、その際、写真に撮っていたからで、『御水屋敷人足社略伝』にある記述の裏付けになったのです。

兩人はつゝしみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈祷の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手續をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいたりし時、神様御下りにて

さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋敷といういんねんをつけおく

との御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すことゝなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年-1864)

この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貧らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。(『御水屋敷人足社略伝』)

1864<元治元>年 つとめ場所ふしん、9月手斧始め

こかん名義の裁許状が出た元治元<1864>年は、天理教にとって大きな節になる年です。

教祖が安堵村の飯田家で、法隆寺村の山伏取締役古川豊後と名乗るものと問答をしていた時期に、大豆越(まめこし)村の山中忠七が妻の病が縁で入信し、忠七の姉の夫である山沢良助(良治郎)もこの頃入信します。この良助と大和国神道総取締役であった守屋筑前守はいとこの関係になります。また、教祖亡き後、本席になる飯降伊蔵が入信するのは、この年の5月です。そして、つとめ場所の普請が始まります。ところが「おさしづ」には「一寸ふしあった。皆退いて了た」とあります。「ふし」とは何かが問題です。

ロ、勤め場所、建築の前後の事情に就て、(昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議原案)

元治元年七月廿六日、飯降伊蔵氏は、夫婦連れで御禮詣りをせられ、秀司様を通じて、御社の奉獻を申込まれた處、教祖様は、『一坪の社を建てよ。その一坪の中へは、米も醤油も酒も何不自由なく萬づのものが山程出來て來る。湧いて來るぞや。』と仰せられた。／このお言葉により、御社の建築に取掛られますと、急に模様替になり『社はいらん。小さうても、勤め場所を始めかけよ。』と仰せられ、更に、『一間四方は芯。接足は心次第。』との御指図があった。其處で重ねて、その位置に就て伺はれると、『米倉と綿倉とを取拂ふて、其處へ建てよ。』との仰せであった。(『復元32号』P306)

この日伊蔵から、家内の身上の煩いを救けて頂いたお礼に、お社なりと造って納めたいと存じます。と、取次を通して申上げた處、教祖は、／「社はいらぬ。小さいものでも建てかけ。」と、仰せられた。／どれ程の大きさのものを、建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／「一坪四方のもの建てるのやで、一坪四方のもの建家ではない。」と、仰せられ、更に、／「つぎ足しは心次第。」と、お言葉があった。次いで、秀司が、どこへ建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／「米倉と綿倉とを取りのけて、そのあとへ建てるのや。」と、仰せられ、つづいて、／「これから話しかけたら、出来るまで話すで。」と、お言葉があった。／この時、居合わせた人々は、相談の上、三間半に六間のもを建てさして頂こうと心を定め、山中忠七、費用引き受けます。飯降伊蔵、手間引き受けます。辻忠作、瓦。仲田佐右衛門、畳六枚。西田伊三郎、畳八枚。それ／＼上げさして頂きます。と、話合いが出来た。(『稿本天理教教祖伝』P53)

ロ、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作って、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、約三十両あったとのこと。／此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。(昭和7年10月12日、第11回集成部會議)(『復元32号』P313)

(『復元32号』P315) 考五十一、勤場所建築の工程

イ、即、只今の北の上段の間が、同年十月に出来上り、その冬中に内造り出来ました。(辻忠作手記、『教祖伝』明治卅一年)

ロ、斯くて元治元年、九月十三日を以て、『手斧始め』をなし、十月廿六日に上棟式を行はれた。(第十一回集成部會議原案)

なか／＼これ三十八年以前、九月より取り掛かり、十分一つ道よう／＼仮家々々、仮家は大層であった。**一寸ふしあった。皆退いて了た。**
(おさしづ明治34年5月25日)

「つとめ場所」普請と大和神社事件についての考察

- ① **こかん名義裁許状**
「こかん名義の裁許状」はその真偽はともかく、文久4(元治元)年2月に発行された。その裁許状は昭和56年に守屋筑前が神主をしていた村屋神社で見つかり、資料集成部が受取った。どのようにして守屋筑前の手に渡ったかは不明である。元治元年に行われた「**つとめ場所**」普請が無事済んだのは、この裁許状が何らかの役割を果たしたと考えられる。
- ② **つとめ場所**
元治元年頃には毎日の参詣者が2, 30名、命日の26日には100名を超え、その**人々が座れる場所が必要になっていた**。そこに大工の伊蔵が入信したことから建築の話が具体的にになっていった。『稿本』には、『教祖は、「社はいらぬ。小さいものでも建てかけ。」と、仰せられた。どれ程の大きさのものを、建てさして頂きましょうか。と、伺うと、「一坪四方のもの建てるのやで、一坪四方のもの**建家ではない**。」と、仰せられ』とあり、教祖の思いと「つとめ場所」の大きさは異なる。
- ③ **費用**
『稿本教祖伝』の5両説は『翁より聞きし咄』に基づいている。『稿本』の費用分担は『復元32号』にある集成部会議による。集成部会議では集まった金額は30両とあり、この違いを『確かな教理理解のために』(P164.天理教青年会.1995)は、昭和3, 4年刊行の『増野鼓雪全集21』「本席の生涯」の記述より**申告金額と実際に集まった金額の違い**とし、これは大和神社事件で人が引いたためと、説明する。
- ④ **大和神社事件**
大和神社事件が起こったのは元治元年の上棟の翌日と考えられる。問題は誰に命じられたのかであり、これはおさしづの「**大豆越忠七、大工に道で言い付けて**」ではないだろうか。神社前でつとめをした12名の内、芝村、大西村の9名は鳴り物持参でお屋敷に行った帰りであり、忠七は宴を提案した本人、秀司は中山家の当主で、伊蔵は信仰的には6月に入信したばかりで忠七や当主の誘いは断れまい。
- ⑤ **支払い**
「山中忠七費用引受」ということで始まった普請が、大和神社事件をきっかけに人が来なくなり予定金額が集まらなかったとあって、**手間引受の伊蔵が謝りに回るといのは腑に落ちない**。また、**慶応3年**の参詣者は2か月間で2000名を越える。支払う気持ちがあれば、**その額は容易に集まった**と思われる。

「つとめ場所」普請に関する問題点を書き出してみました。

「つとめ場所」の普請は、教祖の思いとのずれ、宗教施設を建てるための条件(宗教者としての免許)、集まったお金のゆくえなど、『稿本天理教教祖伝』では語られていない点が存在します。これはなぜなのでしょうか。

それで愈々(いよいよ)勤場所を建築することになった。

それと一緒に相談の上、各自**寄付金を書き出し、それが三十両程あった**と云ふ。それを台として元治元年手斧始め、十月廿六日棟上、十二月中旬には竣成した。然し上棟式の翌日大和神社で失敗してから、集まる人が少なくなったので、寄付も思ふやうによらず、年末になって本席が材木屋や瓦屋へ断りに歩かれた。

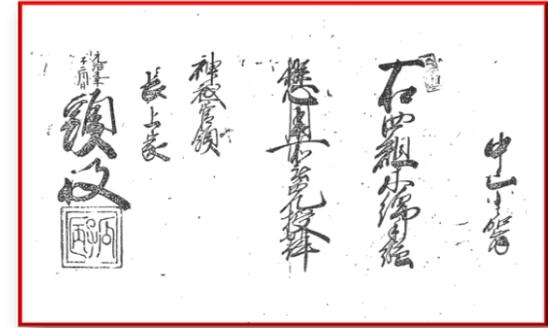
(『増野鼓雪全集』21「本席の生涯」P216. 同全集は昭和3, 4年刊)

「つとめ場所」普請はなぜ問題なくできたのか—小寒名義裁許状の存在

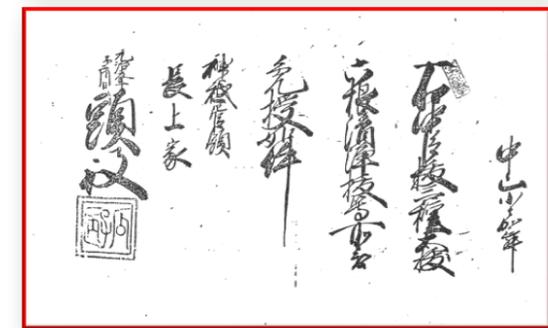
金光教の資料に「幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要」とあります。それで金光教では白川家の神主職取得の動きを始めるわけです。天理教では元治元年の「つとめ場所」普請に関してこのようなことは問題視されていません。普請そのものは、スムーズに行われていきます。なぜスムーズにいったのかを考えると、「小寒名義の裁許状」が神主職の効果を持ったのではないかということが頭に浮かんできます。この裁許状が本物か、偽物かという議論がありますが、それはともかくとして、吉田神祇管領家から大和国神祇取締方(吉田神道系の神社を対象とする職)を命ぜられていた有力者であった守屋筑前守(『近代民衆宗教史の研究 第二版』P129)が神主を務める村屋(守屋)神社から見つかったということは、真偽に関係なく、有効化させることができたのではないのでしょうか。

2023.05P19

中山小嘉舞
右四組木綿手纏
縣用当所能免授如
件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
印



中山小嘉舞
右中臣祓 三種太祓
六根清浄祓 当所能
免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
印



「東王京16号」小松崎吉夫.1988 『中山みき研究ノート』八島英雄P135

神主職の補任 宮の建築は当初、順調に進むものと思われた。しかし、それは思いのほか困難を伴った。幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要だった。そのためには、まず神主職の取得に領主の添書が必要なのが判明した。他村で、その手続きを踏まなかったために、罰せられた例があることも分かった。さらに領主の添書を得るには、百両もの多額の献金が必要だった。当時、百両といえ、米がおよそ五十石(約九千リットル)買える金額で、大谷村の年間経費の約三分の二に相当する額だった。

藩へ百両を献金したい旨の願書は、慶応二年(1866)十一月に提出して、認可があった。続いてその年十二月、神主職取得のための領主の添書を願い出た。それは、「私の持ち山に金神宮がありましたが、立ち入りの社人、社僧などなく、かねがね私が信仰神事を取り扱っております。しかし、俗人では神明に対しおそれ多いので、このたび白川殿において、神主職の許状を拝受したく存じます。どうかご添翰くださるよう、願ひ上げ奉ります」という内容のものだった。新規に社を造ることは、たとえ小さな祠であっても許されない状況にあり、しかもそのなかで神主職を得るには、このように、「金神宮」という架空の名目で願ひ出るほかなかった。それに対して、翌慶応三年(1867、五十四歳)二月十日に、領主の添書を受け取ることができた。こうして思わぬ年月を要し、元治元年(1864)の年頭に神伝が下がってから、三年余りが過ぎていた。(『金光大神』P188.2003) **[2020.06P4]**

慶応3年のことで、『稿本天理教教祖伝』には「添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て」とありますが、それを得るには多額の御礼が必要だったことは、天理教の文献のどこにも書かれていません。金光教の例からして、それは非常に不自然なことです。そのお金の捻出に当たって公表できないような事実が隠されているのではないかと、……。

「つとめ場所」の棟上げが行われた翌日、大和神社事件は起こります。明治34年5月25日のおさしづ「一寸ふしあつた。皆退いて了た」というのは三日間も留置かれたので、それに「恐れをなす者も出て来た」ことを指していると解釈されて、それゆえ最初に集まった五両の他には普請金は集まらなかったため、年末に支払いに窮したと感じさせる文章が『稿本天理教教祖伝』にはあります(P54～61)。明確に「集まらなかった」とは書いてありませんが。

『稿本』の記述で注目すべき点は、「教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた」とあるところです。この部分に関する資料は2点あって、「神前を通る時には、拝をするように」と命じたのは、一つは教祖、もう一つは忠七になっています。どちらも本席飯降伊蔵の話の聞き書きなのですが、なぜか違っているのです。

越えて八月二十六日、おつとめが済んで参詣の人々が去んだ後、特に熱心な者が普請の寄付金を持ち寄った処、金五両あつた。早速、これを手付けとして、飯降伊蔵は阪の大新へ材木の注文に、小路村の儀兵衛は守目堂村の瓦屋へ瓦の注文に行った。

—中略—

翌二十七日朝、一同が、これから大豆越村へやらせて頂きます。と、申し上げた処、教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた。そこで、人々は、勇みに勇んで大豆越村へ向って出発した。秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々であった。

山口村、乙木村を左に見て進むと、間もなく行く手に、佐保庄、三昧田の村々が見える。尚も南へ進み、やがて大和神社の前へ差しかゝると、誰言うともなく、教祖が、神社の前を通る時は拝をして通れ、と仰せになった。拝をしよう。と、言い出した。そこで携えて居た太鼓を、社前にあつた四尺ばかりの石の上に置いて、拍子木、太鼓などの鳴物をカ一杯打ち鳴らしながら、／「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と、繰り返し／＼声高らかに唱えつづけた。／これを耳にした神職達が、急いで社前へ出て見るとこの有様なので、早速、中止を命じると共に、太鼓を没収した。／この日は、大和一国の神職取締り、守屋筑前守が、京都から戻って一週間の祈禱をして居る最中であつた。由緒深い大和神社の社前で、卑属な鳴物を用い、聞いた事もない神名を高唱するとは怪しからん。お前達は一人も戻る事は相成らん。取調べの済む迄留めて置く。と、言い渡した。段々と取調べの上、祈禱の妨げをした。とて、三日の間、留め置かれたので、中には内心恐れをなす者も出て来た。(『稿本天理教教祖伝』P56)

領主の添書は多額の費用が必要

金光教の添付依頼文書と献納金額

この文書は、慶応2年11月のものです。ここに金百両の寄付と神主職取得のための添書の件が出ています。百両といえば大金です。それを文治は支払うことが出来た、宗教活動によってそれだけのお金が動いていたということです。天理教でも同様であったろうと想像されます。

⑤ 「指出申書附之事」 (慶応二(一八六六)年十一月)

* 適宜、句読点を補った。

指出申書附之事

一、私義、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而八対神(*明恐人一カ)□□素立入之社人社僧共無御座候。今般神主号御許容相成候様、御添翰被為下候様、御上向御取成奉願上候二付、左二伺上候。

一、金百両御国恩為冥加献納仕度、御伺上可申候。尚追々発行仕候上ハ□□相応之献納金仕度、御聞置被下候。

一、神主号御許容願濟二相成候ハバ、檀那寺向一切是迄之通、聊違例之事仕間鋪候事。

一、追々金神社建立仕候ハバ、村方へ御相談申上、都而故障不相成様可仕候事。右之通、取究願上□□(*候上ハ一カ)向後異変之筋聊無御座候。依之連印書指出候。已上。

慶応二丙寅年
霜月

願主
文治 (印)

親類加印
八百蔵 (印)

証人
安平 (印)

同
八右衛門 (印)

村御役人中様

この文書の「願主」は、金光教の教祖、文治になっています。白川家との関係は、あくまで教祖の意思によって行われたのです。

それに対して天理教の「古市代官所へ呈出した文書の控」には教祖中山みきの名は出てきません。代わりに「三十ヶ年余已前、私幼少応頃癩病(風毒)二而、足悩ミ候二付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内二天輪王神鎮守仕信心仕」とあって、秀司の病のために父善兵衛が祀ってくれた神のように書かれています。

金光教の添付書依頼文

「つとめ場所」普請に関する資料を読むと、どうも数十両寄ったようなのですが、『稿本天理教教祖伝』には五両しか集まらなかった(P55)ので、支払いの年末のことについて、伊蔵の言葉として「あの大和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。」(P60)とあります。結局、材木屋などへの支払いは行われずに現在に至っています。この資料にある「数十両」寄ったということと、『稿本』の五両説の違いはどのように考えたらいいのでしょうか。

「米倉と綿倉を取払ふて、そこへ建てよ」とのお指図でありましたので、このお指図に基き門弟の人々は相談の上、早速神意を奉じて勤場所を建設する事を定め、皆々応分のひのきしんをさせて頂く事になりましたが、その金額は**総計数十両**、これを本教の現状に比べて見ると転(うた)た隔世の感に堪へないものがありますが、然(しか)し当時に在つては正に大金であつたに相違ありません。否或は予想外の寄付高であつたかもしれません。そこで兎にも角にもこの金額を土台として材木等を買ひ集め、愈々(いよいよ)工事に着手して見ましたが、予定外に費用が嵩み、滝本の大新といふ材木屋、守目堂の福井といふ瓦屋に多少の掛が出来たのであります。そこでその支払の断(ことわり)御本席自らが小寒様の内意を受けて出掛けられたこともあつたといふ事であります。(『教会発達史』小野靖彦.P4.大正8年)

口、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作つて、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、約**三十両**あつたとのこと。／此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。(昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議) (『復元32号』P313)

の人人が、父の如くに敬ひ、母の如に慕ふて、尋ね来る者漸次日を追て盛になり、果ては近郷近在の甲乙も信仰する様になり、神様の勤行、御道の説教を爲すに、家屋の狹隘を感ずればとて、遠近の信徒集り来て、賣廻りの二戸の土蔵を潰して、其迹に形ばかりの勤行場所と云を設けたり、時は維明治七年の三月にして、普請に就て最も盡力せられしは、依降伊蔵先生、即ち現に御本席様として御本部に於て神代を勤られ、衆人渴仰の中心と成り給ふ、御方と、仲田儀三郎、古人の和歌の市兵衛、辻忠作、其他の門弟信徒三十人計の人人が、壹兩貳兩の金員を喜捨して**合計六十兩餘**の建築費用にて落成を告げ今も猶其勤行場所は残り居れり、斯の如くにして、漸次道の廣まり、信徒の数の増加すると共に、神官僧侶の嫉妬を購ひ、彼れ等の煽動に因りて、村民等多数等黨を組て押寄せ來り、説教の邪魔祈禱の妨害、さてはあらゆる罵詈雑言、果ては石を投げ戸障子を壊

『稿本天理教教祖伝』では、勤め場所ふしんの棟上げの翌日、元治元(1864)年10月27日に大和神社事件が起こっています。これに関する史料として、没収された鳴り物の道具を返してもらうための請書というのがあります。これは大和神社事件が実際に起きたことを示す史料です。

元一日にゆかりの十月二十六日、朝から教祖の御機嫌も麗わしく、参詣人も多く集まって、棟上げも夕方までには滞りなく済み、干物の鮎(かます)一尾宛に御神酒一、二升という、簡素ではあるが、心から陽気なお祝いも終わった。山中忠七が、棟上げのお祝いに、明日は皆さんを自宅へ招待さして頂きたい。と、教祖に申上げると、教祖は快く許された。

翌二十七日朝、一同が、これから大豆越村へやらせて頂きます。と、申し上げた処、教祖は、／ 「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた。そこで、人々は、勇みに勇んで大豆越村へ向って出発した。秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々であった。

山口村、乙木村を左に見て進むと、間もなく行く手に、佐保庄、三昧田の村々が見える。尚も南へ進み、やがて大和神社の前へ差しかゝると、誰言うともなく、教祖が、神社の前を通る時は拝をして通れ、と仰せになった。拝をしよう。と、言い出した。そこで携えて居た太鼓を、社前にあった四尺ばかりの石の上に置いて、拍子木、太鼓などの鳴物を力一杯打ち鳴らしながら、／「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と、繰り返し／＼声高らかに唱えつづけた。／これを耳にした神職達が、急いで社前へ出て見るとこの有様なので、早速、中止を命じると共に、太鼓を没収した。(『稿本天理教教祖伝』P55)

慶応元年、大和神社に秀司、飯降らが、拘留された際、没収された道具を返してもらうための文書

≪御 請 書

一、太鼓 壹 / 一、鈴 壹 / 一、拍子木 七丁 / 一、手拍子 壹 / 一、すず 壹

右之品、御取上ケニ相成候処、格別之以御勘辨ヲ御用捨被成下候段、重々難有仕合奉存候、仍而ハ已末前頭鳴物ノ品々ヲ以天龍王命様と申唱へ、馬鹿踊と称し、家業疎ニ致し候様成儀決而仕間敷、勿論私家内天龍王命様ト名付神ヲ祭り人々参詣為致候儀モ奉恐入、是又急度御糺しも可有之處何分百姓之身分故、百姓家業専一二相厭余業毛頭仕間敷数候、萬一、向後心得違仕僕ハ、如何躰之儀被仰下候共、其時一言之申分無御座候、仍而御請書差上申候如件。

山邊郡庄屋敷村 百姓 善右衛門 / 慶応元巳年十一月十一日 / 市磯相模守様 /

(天理教管長家、古文書) ≫

(『復元32号』P327)

『翁(本席)より聞きし咄』と『おさしづ』で異なる本席の言葉

神前での拝を命じたのは「教祖」か「忠七」か

「翁より聞きし咄」

「上棟」の時に「神前の前を通るときは拝をせよと教祖に云われた」と『稿本』は記しています。この出典は、初代管長中山新治郎氏の手記、『翁より聞きし咄』で、これは本席の話の聞き書きです。ところが、翁(本席)の言葉の筆記録である「おさしづ」には、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」とあり、日付は上棟の時のような表現になっています。そして「三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた」とあります。**同一人物の話が異なっているのです。**

瓦ヲ注文ス。／ 九月十三日、ちよんの始メ。／十月 日、上棟シ瓦唐葺ニス。
此トキ山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫／＼人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』P201)

瓦ヲ注文ス
九月十三日 ちよん始メ
十月 日 上棟シ瓦唐葺ニス
山中翁ノ招キニヨリ 豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ 行キテモ宜シ 道スガラ神前ヲ通レバ 拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ
大和神社前ヲ過グルトキ 神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ 南無天理王命ト申シテ踊レリ 然ル処エ 神主一人出テ来リ 太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ 而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ 夫／＼人名ヲ取調ラベ サシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ 其トキノ人名ハ秀司君 飯降翁 山中翁 芝村清蔵 栄太郎 久太郎 大西村勘兵衛 弥三郎 兵四郎 倉 安 弥之助 等ナリ 大和社務所ニテ三日留メ置カル

八月二十六日、参詣人戻りシアトニテ、残りテ居ルモノ持寄ラレシ処、金五円丈ケ集マレリ。其金ヲ手付トシテ飯降翁ハ坂ノ大新ト云フ材木屋エ行キ、材木ヲ注文ス。小路村ノ儀兵衛ト云フ人ハ、守目堂ノ瓦屋エ行キテ、瓦ヲ注文ス。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』P200)

それじゃ棟上げせい棟上げせい。これが始まり。棟上げしたらどんな道が付いて来るで。神が言い聞かし、どんな事も思わず道を通り棟上げした。これでよい／＼。神が入り込んで居るから、按配よう成って来るで。これは大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ。これで結構や。なむ天理王命／＼唱え、太鼓叩いてつとめをし、他に居て一人の家守に事が成らず、門を閉めて了い、何構わん。皆入れ／＼。三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた。その暮になって往なずと、存命の者尋ねば分かる。混り／＼、人間心を変えて曖昧とな。もう道の知らん事はどうもならん。(『おさしづ』明治31年8月26日夜 刻限)

繰り返しになりますが、元治元年という年には、大豆越村の山中忠七、新泉村の地主山澤良治郎が入信しています。山澤は、当時大和神社の信徒総代で、姉が忠七の妻で、また、守屋筑前守とはいとこの関係でした。守屋筑前守は、大和国神道総取締役であり、元治元年ないしは翌年の慶応元年中に、中山こかん名義の裁許状は、何らかの形で村屋神社の神主である守屋筑前守の手に渡ったと思われます。この裁許状は真偽は定かではありませんが、「偽証」として『御水屋敷人足社略伝』には書かれています。これにより、真正のものを取得する名目ができるのです。また、「つとめ場所」の普請金が添書の藩への礼金として流用されたのではないのでしょうか。

ここから、秀司名義の許可を得ようという活動が始まります。まず、庄屋敷村の領主である、藤堂藩古市奉行所の添書を得ることが必要です。その為、2, 3年の間に2, 3度出かけています。奉行所では、太鼓をたたいたり拍子木を打ったりするような活動なら、吉田ではなくて伏見稻荷の許可だろうとか言ってなかなか結論が出ず、やっと慶応3年6月になって、吉田神祇官領への添書の願出書を受け取り添書を書いたようです。

この時秀司が古市代官所へ提出した添書の願出書には、「國常立尊、伊弉諾尊、國狭槌尊、伊弉冊尊、豊斟淳尊、大日婁尊、大戸道尊、泥土煮尊、大戸邊尊、沙土煮尊、面足尊、惶根尊、冊冊、右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候」とあって、これら十二神を合わせて天輪王と唱えると書かれています(『復元32号』P462)。ここに出ている神名は、吉田神道を作った吉田兼俱の筆になる「三種太祓切紙十二代切紙」の「神明宗源血脈」にある国常立から始まり兼俱に至る吉田家の系図における最初の12神とほぼ同じです。吉田家への添書依頼ということで、守屋筑前がこの12神を入れたと思われます。これらの神名は現在も天理教で使われている十柱の神名の原形です。この時初めて中山みきの教えの周辺に、もともとは教祖の教えにない神道の神名が入りました。

……然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すこととなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年—1864)

この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貪らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。(『御水屋敷人足社略伝』)

【2017.12P16】

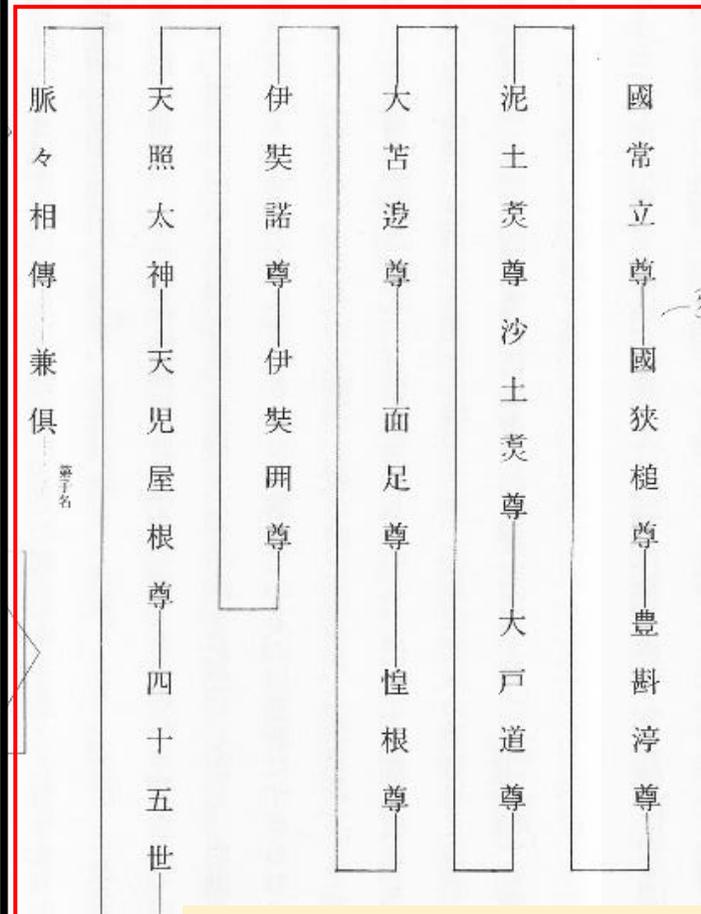
2023.05P26

ホ、吉田か、稻荷か。／所で添書の宛名について、吉田か稻荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、その為めに、秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゝき、柏子木打つとなつて来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、二年も三年もかゝり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。(昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三(76)談)(『復元』32号.P460。「史実校訂本 中二」)

菱山氏の論文に古市奉行所への提出文書のことが出てきます。その経緯として『稿本天理教教祖伝』には「庄屋敷村の生神様の風評」が広がり代官所は慶応2年頃「お屋敷からの一行」を呼び出し話し合いをした末、吉田神祇管領への出願が決まったとあります(P96)。ここには「誰が」が明記されていません。ところが菱山氏は「みき達を呼び出して」と書いています。この辺の記事が出ている『復元32号—史実校訂本中二』には、父親が代官所の役人だった当時8歳だった人の話として「教祖が来た」とあります(P457—昭和9年、76歳時の談)。当時子供だった人の話は信用できるでしょうか。『稿本教祖伝』はわざとその辺をぼかしているのです。『稿本教祖伝』は裁許状取得後の教祖の言葉として「吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある」(P98)とも記しています。教祖はこの件について好意を持っていなかったわけで、もし教祖が奉行所に行っていれば、話は決裂していたと思われます。では誰が行ったのか、『復元32号』には秀司が2, 3年の間に2, 3回来たという記述(P461)もあります。教祖は行かずに、秀司主体に裁許状取得の話は進められていったと思われれます。

2023.05P27

天理教をめぐり、以上のようないざこざ（山伏などがお屋敷を訪れ嫌がらせをした等）が続き、また小泉不動院からの訴えもあり、古市代官所は、慶応二年、みき達を呼び出して事情聴取を行なっている。このことは単にいざこざが起きたということばかりでなく、みきの名が多くの人々に知られ、また増加しつつある信者など明治維新を目前に、体制の維持する側にとって、みき達の動きに注意をはらわざるをえなかったものと考えられる。また、このことは、天理教の勢力が、そうした反応を生ずるまでに発展してきたことを示している。／ 諸種の圧迫を受け、また代官所の取調べと続き、慶応三年六月、吉田神祇管領に出願し、神道系の一派として天理教は認可されるにいたった。しかし、古市代官所への提出文書には、出願者が善右衛門（長男の秀司）となっており（古市代官所へ提出した文書の控、前掲、「教祖伝」100頁）、みきの考えと、長男秀司の考えとの間でズレが生じていたものと考えられ、このことは、みき個人の考えよりも、すでにこの時点にいたるあたりから、組織体そのものが独自の自己運動を始めたものといえる。すなわち、教祖がより神格化され、みきの個性を離れて、より象徴化されたものへと移行していく、その始まりであり、また、組織化された信仰集団に対して社会的な反応が強くなったことにより、必然的に生ずるものともいえる。（「天理教団組織の研究」菱山謙二『社会学ジャーナル』V o 1 1. No1. P68. 1976）



『吉田神道の基礎的研究』P150 出村勝明・臨川書店・1997

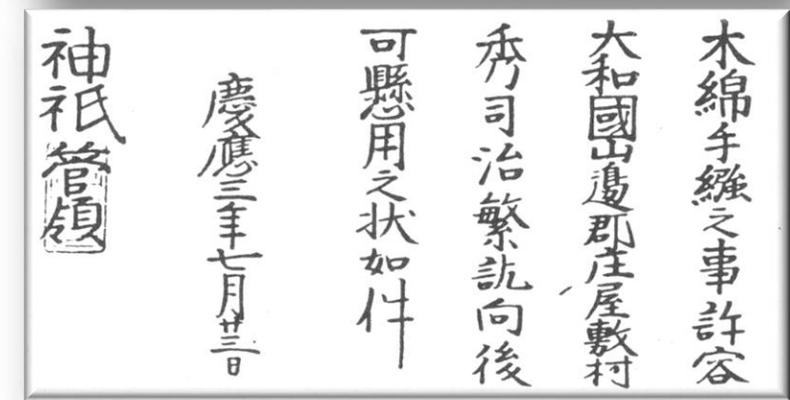
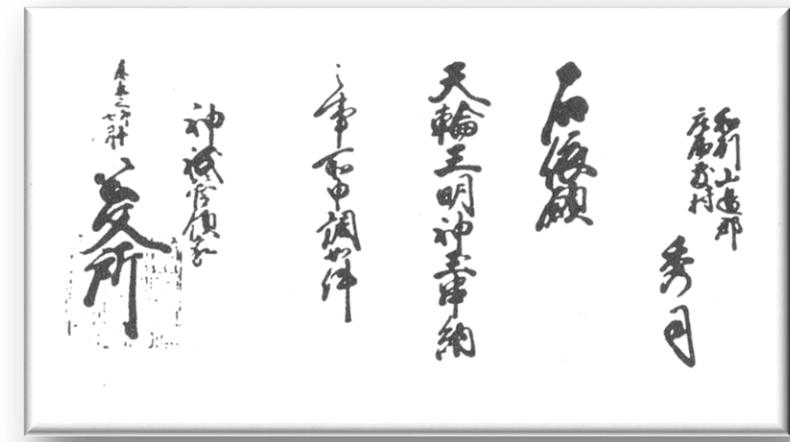
吉田神祇官領の先祖の神々は添書の願出書記載の12神とほぼ一致しています。これから、「おやしき」の教えの中に12神の名が混入し、現在に至っています。

古市代官所
へ提出した添
書の依頼文

添書に書かれた12神は吉田神祇官領の先祖の神々です。これは守屋筑前の指導によるものでしょう。慶応3年に吉田神祇官領の裁許状取得後は、この神々がつとめ場所に祀られることになり、それから「おやしき」の教えの中に12神が混入し、その後「おふでさき」に十の神名が記されたことから10神として現在に至っています。

註一 古市代官所へ呈出した文書の控
 乍恐口上 庄屋敷村 願人 善右衛門
 一、私儀従来百姓渡世之ものニ御座候、然ルニ三十ヶ年余已前、私幼少
 心頃癩病（風毒）ニ而、足悩ミ候ニ付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内
 ニ天輪王神鎮守仕信心仕【右天輪王神与申者
 國常立尊 伊弉諾尊 國狭槌尊 伊弉册尊
 豊斟淳尊 大日婁尊 大戸道尊 泥土煮尊
 大戸邊尊 沙土煮尊 面足尊 惶根尊
 册 册
 右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来
 り今ニ不絶信心仕居候義ニ御座候、】然ルニ右信心之儀諸方江相聞近来
 諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難
 洩仕候ニ付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候ニ付乍恐此段御願奉申上
 候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之
 趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、
 慶応三卯年六月
 庄屋敷村 願人 善兵衛 同村年寄 庄作 同村 平右衛門 同村
 庄屋 重助
 服部庄左衛門様 (備考 後の方の「願人 善兵衛」は、「願
 人 善右衛門」の誤記と思われる。)
 (『復元』32号「史実校訂本」中二・P461)

吉田神祇管領から秀司に与えられた布教を公認する旨の書状二通。／下段の書状は、山伏や僧侶や神官らの攻撃をさけるために吉田神祇管領より許可をうけたもので、教導職を与えられたことを意味する。／文中の木綿手繰とは、神につかえる際にかける白いたすきのこと。



【】部分は、『稿本教祖伝』第5章P100では(中略)となっていて、書かれていない。

1867<慶応3>年 「御神前名記帳」(作成者不明)による4, 5月の参拝者、計2000名を越える

慶応3年 『御神前名記帳』			
	4月(人)	5月(人)	
1		45(14)	21 85(20)
2		36(8)	22 9(3)
3		36(9)	23 84(20)
4		34(11)	24 51(12)
5	87(33)	50(10)	25 53(18)
6	49(15)	38(13)	26 156(37)
7	65(11)	28(6)	27 47(15)
8	58(21)	37(7) *	28 76(25) *
9	86(22)	33(9) *	29 58(13) *
10	80(27)	2(1) *	30 55(16)
11	47(9)		計 1835人 339人
12	55(11)		(495) * (88) *
13	57(9)		備考 *印は破損などで判読不明の箇所があることを示す
14	67(13)		
15	115(31)		
16	103(23)		
17	89(28)		
18	75(24)		
19	64(22)		
20	64(17)		

「『辰年大寶恵』について—慶応四年の賽銭と中臣祓」(『教祖とその時代』上野利夫. 1991 P260の表を修正.

「御神前名記帳」に記載されている人々は、こっそり、ひそやかにお願いに来た人々ではないかという感じがする。そして村々では下層にある人々ではなかったかという気がする。何村の誰某と名のおった人は、まず一人も出ておらない。十中八九分までは、一時限りの願人で、三十五日間の間だが、二度三度名の出ているものは、あるにはあるが、まことに少い。十二年後の「天輪王講社名簿」に名の載っている人、信仰をつづけた人は、あるにはあるが、数は少ない。村の他の人々(少くとも村の役もちの人たち)に知られんように、秘かに願い来た人々のような感じがする。(「『御神前名記帳』と『天輪王講社名簿』に見る信仰地域の推移」高野友治. P112. 『やまと文化』47号. 1968)

秀司名義の裁許状を取得するための準備が進む中、お屋敷には連日多数の人々が願いに来ていたようです。慶応3年の4, 5月に来た人の記録「御神前名記帳」が残されています。高野氏の解説では、これは初めて来た人などが主で、何度も来ているような人は記録されていないとのことで、実際はもっと多かったと考えられます。

1868<慶応4.明治元>年 秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額

『辰年大寶恵』上り(賽銭)集計表

	慶応4年〔9月8日 明治と改元〕 『辰年大寶恵』 (単位は銀匁)						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	180	50	20	52	25 C	40	90
2	22	50	10	50	23	70	80
3	32	35	30	23	19	40	110
4	32	80	40	42	10	30	60
5	32	40	43	30	20	50	55
6	33	15	20	22	34	30	58
7	19	40	50	30	17	25	80
8	40	35	25	30	15	45	34
9	45	28	50	35	20	30	100
10	40	15	30	70	9	60	70
11	18	10	35	35	20	20	20
12	20	20	7	30	20 D	13	50
13	20	9	27	40	20	20	19
14	35	22 B	50	30	6	—	21
15	50	33	50	63	20	80	60
16	40	13	15	53	27	23	40
17	55	100	14	12	23	25	
18	42	25	40	22	40	50	
19	33	13	40	35	20	23	
20	45	30	35	22	—	30	
21	30	50	53	25	37	25	
22	78	20	25	26	15	20	
23	20	70	22	20	8	50	
24	70	30	40	27	32	20	
25	40	50	32	28	23	20	
26	220 A	250	120	100	200	150	
27	40	80	25	25	15	50	
28	20	50	55	20	15	30	
29	45	30	25	13	40	40	
30			25		30	50	
計	1396匁 金3朱	1269匁 ※	1053匁	1008匁 (1010)	1003匁	1159匁	947匁
備考	A 3朱 B 425 C とふみよ 両100目 ※449 → 425 +844 +844 D 100 1293 1269 6月～12月計 7835匁金3朱						3895匁 代1950匁 947匁 5895匁 18900匁

毎月分の賽銭を米に換算すると、約一石二斗余があがっていることになる。一人が一年に一石食べる(一日二合)と概算すると、これは一人分の生活代に相当することになる。……中山家にはこれ以外にも収入はなかったとはいえないので、生計には、程度は別として、そんなに困るということは、なかったのではないかと思われる。(「『辰年大寶恵』について」P267. 上野利夫、『教祖とその時代』1991)

21	30	50	53	25	37	25	
22	78	20	25	26	15	20	
23	20	70	22	20	8	50	
24	70	30	40	27	32	20	
25	40	50	32	28	23	20	
26	220 A	250	120	100	200	150	
27	40	80	25	25	15	50	
28	20	50	55	20	15	30	
29	45	30	25	13	40	40	
30			25		30	50	
計	1396匁 金3朱	1269匁 ※	1053匁	1008匁 (1010)	1003匁	1159匁	947匁
備考	A 3朱 B 425 C とふみよ 両100目 ※449 → 425 +844 +844 D 100 1293 1269 6月～12月計 7835匁金3朱						3895匁 代1950匁 947匁 5895匁 18900匁

『辰年大寶恵』は、慶応4(1867)年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面です。

一日の参詣者数は、この記録にはなく、慶応3年の『御神前名記帳』に数が出ていたので、その類推から上野氏は一日60～70人とし、賽銭の総計を人数で割って、一人の賽銭額を米一合の額としています。

文久元(1861)年に秀司が記した「萬覚日記」には綿に関連したお金の出入りが主に記され、教祖の活動に基づくお金の出入りはまったく書かれていません。文久元年には仲田儀三郎などもすでに入信し賽銭のような収入もあったと考えられるので、秀司はこの時期、教祖の活動には関わっていなかったのではないかと思われます。これは中山家の当主であった秀司にしてみれば、ゆゆしき問題であり、自分名義の裁許状を取ること、中山家の宗教活動に関わる経済的利益を我がものとする事が出来たのです。

『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」は、慶応3年に授与されたものではなく、明治維新に対応したものである

「『辰年大寶恵』について」は、『辰年大寶恵』のある「中臣祓詞」について、他の「中臣祓詞」と詳細な比較をしています。『辰年大寶恵』のあるものをAとし、他のB～Eと較べたところ、「C、あるいはEにより近く、BはDによく似ている」という結論を記しています。Bとは、慶応3年に秀司が裁許状を得たときに伝授されたもの、Dは吉田神道に伝統的に伝わるもので、秀司が伝授されたものは伝統的なものだということが分かります。また、Bは卜部良義という人によるもので、この人は明治2年の日付のある別の「中臣祓詞」もあり、それと同じものがCになっています。つまり、卜部良義という人は明治維新をはさんで2種の「中臣祓詞」を書き、秀司もまた、慶応4(明治元)年に早くも慶応3年に伝授されたものではなく、明治維新バージョンとも言えそうなものに近いものを書いたということになります。「明治維新という神道を中心にした政変」に素早く対応していたわけです。AとBとの最も大きな違いは、「**第九 警諭又軍敗治要**」のところに「**皇御孫/命/朝廷ヲ始テ天下四方/国ニハ**」という言葉がAにはあり、Bにはない(『辰年大寶恵』について) P274) 事です。これは、A、C、Eにはあり、B、Dにはないということでもあります。

Aの当「辰年大寶恵」の「中臣祓詞」は、慶応三年七月に吉田家から授与されたBの「中臣祓詞」とは、かなり異なっていて、C、あるいはEにより近く、BはDによく似ているといえる。
(「『辰年大寶恵』について」 P277)

A 「辰年大寶恵」に中山秀司が書写した中臣祓詞。

B 『復元』第三十二号に所収(475～478頁)の「中臣祓詞」。古田家から天輪王明神玉串納之事及び木綿手綴の懸用免許時に伝授されたもの。卜部良義とある。

C 『中臣祓詞／三種祓詞／身曾貴祓詞』という表題の木版本の中臣祓詞。「明治二年五月一日／正三位侍従卜部良義」と記された『中臣祓詞』と全く同じ。

D 吉田神道を大成させた吉田兼俱の自筆本といわれ、根本伝書の一の『中臣祓』。

E 表題はないが、大祓詞(巻物)で、天理図書館吉田文庫では、「太祓祝詞」と題名を付しているもの。(※ 「『辰年大寶恵』について」 P269の記述を簡略化)

ここで俯におちないのは、Bを授与した卜部良義が、Cと同じ内容のものを明治二年五月一日の日付で、中臣祓詞を書写していることである。このことは、明治維新という神道を中心にした政変と無関係ではなかったと察するが、明らかでない。(「『辰年大寶恵』について」 P280)

「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」—国家の方策に順応する動きがあった
毎日賽銭として上るお金はどこに行ったのか—溜めこんでいた秀司

慶応3年に吉田神祇管領の認可が下りた以後は、12神がつとめ場所に祀られました。『稿本教祖伝』P121に、明治7年12月に奈良中教院に高弟が呼び出された後、「幣帛、鏡、簾等を没収した」と書かれていますので、これらが慶応3年以降、明治7年末まで祀られていたということです。

それは、「明治七年秋迄ハ別條なくお通りに成りました」(※『改訂正文遺韻(復刻版)』P44「天理王明神廢」)と伝えられ、順調に天理教が伸びたとされているこの時期、政治・宗教の混乱もさることながら、明治維新によって許状そのものは無効になったとはいえ、吉田家入門に端を發した神道化の動きはなお続いており、国家の方策に順応する動きがあったからこそ、「別條なく」治まっていたといえるのではないだろうか。(「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘『教祖とその時代』P207) 》という状況があったわけです。

この間、教祖はどこで話をしていたのか不明ですが、「おやしき(中山家)」の中では教祖が説く「てんりんおう」とこの12神が混在し、その関係が非常に分かりにくくなっていたことは容易に想像されます。

また、「おさしづ」に「丸九年という／＼。年々大晦日という。その日の心、一日の日誰も出て来る者も無かった。頼りになる者無かった。大工が出て、何も万事取り締まりて、よう／＼随いて来てくれたと喜んだ日ある。」(明治34年5月25日)というのがあります。「丸九年」の間、後に本席になる飯降伊蔵が大晦日お屋敷に出て行って何かと面倒を見たということです。毎日賽銭として6升余のお米に相当するお金が上っていたこの当時、なぜ伊蔵が出てこなければならなかったのでしょうか。

溜めこんでいた秀司

賽銭の上がり記録した『辰年大寶恵』のような帳面は、明治3年の『午年大寶恵』と同5年の「『申年大寶恵』が残されています。両帳面についても上野利夫氏が詳細な研究をされています(「秀司『覚書』を読む」『教祖とその時代』所収)。それによると、明治3年に於いては、慶応3年に比べて、約10倍の参詣人があり、また、明治5年では、明治3年に比べて約1.5倍に増えています。相当の金額が、教祖の活動によって、秀司の元に入ってくるようになりました。

ところが、「おさしづ」を読んでいくと、この頃のこととして、頼りになる者がいなくて、大工(本席、飯降伊蔵のこと)一人が、大晦日の日に出てきて、万事取り締まっていたという記事に出くわします(明治34年5月25日)。このおさしづの中に、「38年以前」とあるので、この丸9年とは、慶應年間から、明治7年くらいまでということでしょうか。

これはどういうことだろうかと思案せずには要られなくなりません。そんなことから、頭に浮かんできたのは、明治2年ごろから秀司さんに嫁がれたまつゑさんが、明治15年に亡くなった時の状況を伝える飯振政甚(本席さんの息子)さんのことばで、教祖は、「偉い溜めたな／＼。何んぼ溜めてもあかせんで」とおっしゃったとのこと(『新宗教』所収)。秀司は、教祖の信者から入った賽銭を懐に入れ、溜めこんでいたのでしょうか。

明治2年に至る教祖と秀司の動きから考えれば、「おふでさき」一号は、秀司に対する厳しい言葉が頻出すると思われまふ。ところが、天理教教会本部が昭和3年に公刊した『おふでさき』に付けられた解釈(釈義)はそれとはかけ離れたもので、その解釈は現在もほぼそのまま引き継がれています。ここからは、「おふでさき」一号の本部解釈をみていきましょう。

教祖は、秀司に対して「やしきのそうじ」といわれる改革を秀司に求めるにあたって、なぜそのような事が必要なのか、教祖がしなければならぬ事、たとえば「つとめ」の必要性を先ず説いていきます。これがある故に、おふでさきは、秀司という一個人の生き方を変えるための意見を越えて、教理上も重要な意味を持つこととなります。

第一号74首の中で、この教理的問題を説くお歌と、個人的な問題に関するお歌は、ほぼ交互に出てきます。

1～8までは、なぜ教祖が神の教えを説くのかということが語られます。これは「よろづよ八首」とほぼ同じで、『『よろづよ』は、十二下りのだしと仰せられて、十二下りのはじめに、つとめる事になりましたのでござります。(『正文遺韻抄』P74 諸井政一著)』といわれるように、「この度は、神が出て、よろづ委細の元の因縁を説けば世界の心が勇む」という「みかぐらうた」と「おふでさき」共通の宣言です。

右に書き出したおうたは、秀司の個人的な問題について書かれたものと思われまふ。これらのお歌がどのように解釈されているかが問題となります。

19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ
20. このハほくむつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり
25. やまいとてせかいなみでハないほどに 神のりいふくいまぞあらわす
26. いまゝでも神のゆう事きかんから ぜひなくをもてあらハしたなり
29. このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ
30. そふじさいすきやかしたる事ならハ しりてはなしてはなしするなり
31. これまでのざんねんなるハなにの事 **あしのちんばか一のさんねん**
32. このあしハやまいとゆうているけれど やまいでハない神のりいふく
33. りいふくも一寸の事でハないほどに つもりかさなりゆへの事なり
34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ **あくじ**がのかんゆへの事なり
35. この**あくじ**すきやかのかん事にてハ ふしんのしやまになるとこそしれ
36. この**あくじ**なんぼしぶといものやどて 神がせめきりのけてみせるで
37. この**あくじ**すきやかのかん事ならバ あしのちんばもすきやかとなる
38. あしさいかすきやかなをりしたならバ あとハふしんのもよふはかりを
39. 一寸はなし**正月三十日**とひをきりて をくるも神の心からとて
60. このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ
61. しやんせよをやがいかほどをもふても 神のてばなれこれハかなわん
65. これからハ心しいかりいれかへよ **あくじ**はろふてハかきによほふ
67. にち／＼に心つくしたその急ハ あとのしはいをよろづまかせる
68. 五人あるなかのにゝんハうちをけ あと三人は神のひきうけ
69. よろづよのせかいの事をみはらして 心しづめてしやんしてみよ
70. いまゝても神のせかいであるけれど なかだちするハ今がはじめや
71. これからハせかいの人ハをかしがる なんぼハろてもこれが大一
72. せかいにハなに事するとゆうである 人のハらいを神がたのしむ
73. めへ〃のをもふ心ハいかんでな 神の心ハみなちがうでな
74. せんしよのいんねんよせてしうごふする これハまつだいしかとをさまる

天理教教会本部の「おふでさき」解釈は、昭和3(1928)年に『おふでさき附釈義』として公刊された時の「釈義」と公刊後に行われた「おふでさき講習会」が最初です。その後、昭和12(1937)年に「釈義」は改訂され「註釈」と名前が変わり、一号については内容が大幅に簡素化されて、ほぼ現在の「註釈」になりました。

現在の一号解釈は非常に簡単なもので、たとえば昭和31年発行の『稿本天理教教祖伝』では秀司とまつゑの結婚に関することが主になっています。『註釈』もその結婚の妨げとなる内縁のおちゑを外に出すことが書かれている程度です。また、『稿本天理教教祖伝逸話編』には、「二二 おふでさき御執筆」というタイトルのものがあるだけで、一号の内容に関するものはありません。最近の「おふでさき」解釈の出版物『おふでさき通解』(次頁参照)も、『稿本教祖伝』『註釈』の枠の中でまとめられています。『おふでさきを学習する』(次頁参照)は昭和3年の解釈なども加味していますが、枠の中であることは同様です。

結論としていえることは、現在の一号解釈は、「やしきのそうじ」や「あくじ」とは何かという一号の中で一番重要であると思われることの解釈を避けているということです。昭和3年版ではそれらは「おちゑ」と秀司の関係として解釈されたのですが、その解釈は矢張り無理があり、「39.一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて」の解釈に「おちゑ」を使うだけにしました。それで、結果として、「やしきのそうじ」「あくじ」の解釈がない形になったのです。では「やしきのそうじ」や「あくじ」は本来何を意味していたのでしょうか。一号が書かれるまでの中山家の状況から、秀司と教祖の関係、特に、慶応3年の秀司名義吉田神祇官領裁許状の取得といったことが関係していると思われるのですが、その前に、昭和3年からの「おふでさき」解釈史を振り返りえてみましょう。

このたびはやしきのそふじすきやかに したてみせるこれをみてくれ — 29

秀司は、既に五十に近くなりながら、正妻が無かった。これに対して親神は、世界たすけの前提として屋敷の掃除を急込まれ、年齢の点からは不釣合いと思われようとも、魂のいんねんによって、小東家からまつゑを迎えるように、と諭され、

いまても神のせかいであるけれど なかだちするハ今がはじめや — 70

とて、教祖自ら、平等寺村の小東家へ出掛け、だん／＼と魂のいんねんを説いて納得させられたので、明治二年婚約とゞのい、まつゑは目出度くお屋敷の人となった。

教祖は、おふでさき第一号に、この結婚を台として諄々と夫婦の理を教え、次の一首を以って結ばれて居る。

せんしよのいんねんよせてしうごふする これハまつだいしかとをさまる — 74 【『稿本天理教教祖伝』P105】

【「おふでさき」註釈】三九、註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があつて、音次郎という子まであつた。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まったものであつたからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。

このあくじなんぼしぶといものやどて 神がせめきりのけてみせるで 36 / この悪事、親神様の思召に反するような行為、それがどれほどしぶといものであっても、「神がせめきり」親神が諭し戒め切って清算させる、と仰しゃっています。/**このあくじすきやかのかけた事ならば あしのちんばもすきやかとなる 37 / あしさいかすきやかなをりしたならば あとハふしんのもよふハかりを 38** / この悪事をすっきりと清算したならば、足の患いもすっきり治る。また、その足の患いがすっきりと治ったならば、その後は、もっぱら世界のふしんの段取りをする。「もよふ」は段取り、準備という意味です。/**一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて 39** / 「一寸はなし」、これは親神様が話を切り出される時の前置きです。一寸話をする。正月三十日と日限を切って、「をくる」は秀司様の内縁の妻おちゑさんを里へ送り帰すということです。これも親神の深い思惑からのことである。/**そばなものなに事するとをもへども さきなる事をしらんゆへなり 40** / 「なに事する」、秀司様と内縁の妻おちゑさんは仲が良かったということでありますから、あるいはむごい仕打ちに見えたかもしれない。側の者たちは、いったい何ということをおもうだろうが、それは先で起こってくることを知らないからだ。/**そのひきてみへたるならばそばなもの 神のゆう事なにもちがはん 41** / 結局それは屋敷の掃除の前提なのです。第一号の最後に、「せんしよのいんねんよせてしうごふする これハマつだいしかとをさまる (74) と仰しゃっていますように、魂のいんねんある、**秀司様とまつゑ様の結婚のための準備**であります。註釈には、送り帰されたおちゑさんは、実家へ帰って数日を経ずして病に伏し再起を得なかった、とありますから、それも親神様の深い思惑からのことと申せます。しかし、人間は情に流されて、何もそこまでしなくても、と思ったりしがちです。先なることの中には、おちゑさんのことも入るだろうし、もっと重要なことは、魂のいんねんあるまつゑ様とのご結婚です。そうしたことが見えてきたならば、周囲の者達も、なるほど神様の仰しゃることに間違いはないと納得する。(『おふでさき通解』P30.上田嘉太郎.2017.天理教道友社)

29~44のおうたは、世界たすけをすすめていく段取りとして、まずやしきの掃除ということをいわれる。当時、おやしきでは人が寄って、おてふりの稽占が盛んになされていた。つとめの完成に向けて、着々と準備がすすめられていたのである。一方、そうした具体的な動きとともに、やしきの理を明らかにするべく、やしきの掃除を急き込まれることになる。/**それはおちゑさんの問題であった。詳しくは「註釈」に述べられているので触れないが、この問題こそ口で言えないことがらであったのである。なぜ口で言えないのか。おやさまは月日のやしろとして、厳然としてその思召をお伝えくがされたのであるが、人間的な立場からいうならば、内縁とはいえ、おちゑさんは嫁である。つまり、おやさまが口で、おちゑさんにこのやしきから出て行きなさいと言うと、おやさまが月日のやしろであることを理解しない人には、嫁と姑との諍(いさか)いととられかねない。つまり、やしきの掃除という世界たすけに向けてのことがらが、嫁と姑との諍いへと、その本質がすりかわってしまうことになる。 / それではどうにもならないから、筆に記して、親神の神意を秀司先生に伝えられたのである。どうして、おちゑさんがやしきから出ていかなければならなくなったか。ふつう、それは、その後の秀司先生と松恵様との縁談が、一号74で「前生のいんねん寄せて守護する」といわれていることから、**おちゑさんは、このやしきにいんねんのないお方であったので、と説明される。** / この説明に加えて、次の点にも注意を払っておかねばならないだろう。それは、一号42~44で、**

いまでハ神のゆう事うたこふて なにもうそやとゆうていたなり 42 このよふをはじめた神のゆう事に せんに一つもちがう事なし 43
だん／＼とみへてきたならとくしんせ いかな心もみなあらハれる 44 / といわれていることである。このような事態になってきたのは、あくまで当人の心からなってきたのである。だから得心せよ、と仰せになる。**42のおうたからすると、おちゑさんは、親神の言うことを疑い、おやさまの仰せになることを「嘘や」と否定していたようである。**だから、そのようになってきたのであると。 / かくして、おちゑさんの話を通して、おやさまがお話になることに、千に一つも違うことがない。だからどこまでもおやさまを信じていくところに、世界たすけが展開されていく、と悟ることができる。まさしく話の台である。(『おふでさきを学習する』P97.安井幹夫.2016.私家版)

昭和3年に「おふでさき」は釈義付きで教会本部より公刊されました。その時の釈義が①で、さらにその解説が②です。③は現在の『おふでさき註釈』です。①と③を比べると、①にあった「日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ万邦無比の国体であるから」といういかにも昭和3年の社会状況を反映している言葉が③では削除されていますが、その意味に変わりありません。

①【昭和3年版『おふでさき附釈義』に付けられた註】

《十九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互いに融和するのである。

二十、此融和はむづかいやうであるが、次第に親神が守護するからやがて実現するに違ひない。

註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安にして疑惑深く、表面新政府に帰順しながら内心歴代君侯の恩を思うて窃に事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと疑問視された位で、新政府と佐幕派との二勢力は、何時になれば融和できるかわからないやうな状態であった。右二首のお歌は此両者対峙の国情に対して、親神様は、日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ万邦無比の国体であるから、将来人心必ず朝廷に帰して融和す可きを念ひ、且親神の守護も亦それにある事を述べられたものと考えられる。》

②【昭和3年「おふでさき講習会」の説明】

《一九、二〇のお歌は明治二年頃の不安な社会状態を御覧になって其赴く可き道を御示し下されたものであります。

詳しい事は『おふでさき 一』の七頁を御覧下されば、註釋に出て居るのでありますが、事實その当時は舊藩主の恩を思うて、明治新政府に快く思はない武士階級の人が多く、騒動の起るのを待ち設けてゐるやうな様子があつたのであります。明治四年に廢藩置県が行はれてからも此心持が相當濃厚でありまして、明治七、八年頃迄の新聞を見ますと、百姓一揆が方々に起つてゐるのであります。これは大抵、薩長二藩に對する反感と、幕府を元の勢力に戻して又自分達の天下になるやうと云ふ浅果かな考へから、旧藩士が重に黒幕になって策動してゐたやうであります。此やうな状態でありますから、明治新政府と佐幕派との融和は中々容易で無いやうに思はれたので御座ゐます。親神様としてはこれを非常に御心配になって、國民全般が朝廷を中心に心を一つにしなければならぬと御さとしになったもので御座ゐます。我國は建國の昔より皇室を中心として進んで参りましたもので、一時政治の権力は武門に移った事がありましても、統治の中心は天皇にあつたのであります。國民としては飽く迄皇室を中心に團結して行かなければ強固なる國家を形成する事は出来ないものであります。此一九、二〇の御歌はこれを我々國民全般に御示しになり、皇室尊崇の道を御説き下されたものであります。

(「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3(1928)年11月20日号.P24.天理教道友社)

③【現行版註釈】

《一九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。

二〇、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違ひない。

註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念ひ、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》

一号19,20 の本部解釈 への疑問

昭和42年の『天理教学研究』に載った木村義為氏の論文は、19,20の本部解釈はその前後のおうたとのつながりに無理があり、つながりから考えれば、『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思って行動する内なる“上”たる者の心をしずめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』という意であるとします。具体的には秀司のことでしょう。

おふでさき第壱号は、明治貳巳年正月(1869年)にお書きになり、その中にあらわされた内容、意義については「おふでさき概説」「続ひとことはなし」に述べられているとおり“やしきのそうじ”“おつとめによるよろづたすけ”の二点であることは疑義をはさむ余地はない。／しかしながら、**個々のおうたについて、現在出版されている「おふでさき」に対する本文考証と「おふでさき註釈」の釈義には、今一度考察されねばならない余地がある**ように思える。／これは、第一号にのみある問題ではなく、「おふでさき」全十七号に対してなされるべき課題であるが、とりあえず、第一号の十九首・二十首について述べたい。(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」木村善為。『天理教学研究17号』1967(昭和42)年10月.P17)

さて、おうたの本文を拝読するならば、前出の第一号の十五首より十七首は“てをどり”つまり“おつとめ”について述べられており、その意味は、／つとめこそ、人間創造の元始りの理であり、人間の生命の、よろづたすけの理であって、真に不思議な力を持つものであるが、今、そのつとめのてをつけることを始めている。しかも、このつとめを始めるのが合図となって不思議な救けをする。しかし、その合図は不思議なものと言っているけれども、まだ見えていないが、その日が来ればはっきりと判ることである。そして、その合図のつとめの日が来て、そのつとめの理が何であるかが判れば、どんな者でもなるほどと感心する／と解されるのである。そして、続いて、／みへてからといてかゝるハせかいなみ みへんさきからといてをくそや 一 18 /と筆に示されてから問題の一の19. 20のおうたがあり、しかも**引き続いて一の21より74まで“やしきのそうじ”と“つとめ”について示されているのである。便宜上、これを一の21より24までについて考えるなら、これは“やしきのそうじ”にかかることを仰せられている**ようである。すなわち、／この世は親神の理で匡(ただ)した世界であって、すべてうたの理で匡すのであるが、これは手ざし一人間のよう力づくで匡すのでもなく、口やかましく言って匡すのでもない。ただ筆に書くことによって、親神の理で照らした悪を匡していくのである。しかしながら、すべてのことで親神の理から違わないことであるならよいけれども、もし理に匡して違えば、うたで知らせよう。そして、知らせたならば、現われてでるのは気(心)の毒—すなわち心の悪が出るからであって、どのような病気も人間の心遣いとして現われるのである。／と述べられているのである。

この“つとめ”と“やしきのそうじ”を意味する二種類のつながったおうたの間に挟まれた一の19. 20のみが、**突然に明治維新、つまり政治向きのことを指しておられるとは、本文のみに当たっても、前後のつながりから無理**と言うべきで、むしろ、**中の三首は前後各一群のおうたのつなぎと見るべき**ではなかろうか。(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」木村善為。『天理教学研究17号』1967.P25)

一、二号の「上」
はお道の内部
を示す「上」

この論考は、『おふでさき註釈』の釈義には、今一度考察されねばならない余地がある」とする点で、画期的なものです。

おふでさき概説四五頁に / 「第二号の御歌と第三号の御歌とを比較対照してみた時に、何か違いはないだろうかという事であるが、どうもあまりその間にお考えが変わったというような姿は見受けられない。語調の変化も別段見当らないし、御歌の内容で特に目立つ程の事もない。」 / と言われているが、確かに一筋に貫くものがあって、一号二号を他の号と別のものと見ることは出来ない。

しかしながら「上」については、何か本質的な違いがあるようである。今、用例三十三例を調べるなら、一号二号の「上」には、外部の「上」とのみ言い切れないものがある。特に全歌四十七首しかない二号に三首もある「上」には、その意味が強いようである。前後のおうたと共に列挙してみると

これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
(二号1~4)

A上たるハ心いさんでくるほとに なんだきにくるこくけんがきた
Bこのつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

これからハからとにほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい
たん / とにほんたすけるもよふだて とふじん神のまにするなり
Cいまでハ上たる心ハからいで せかいなみやとをもていたなり
(二号31~36)

とふぢんがにほんのぢい入こんで まにするのが神のりいふく
このさきハからとにほんをハけるてな これハかりたらせかいをさまる
これからハ神がたいない入こんで 心すみやかわけてみせるで

とあり、Bがもつとはっきりと外部の「上」でないことを示している。このことは、又「とふじん」が外部で「にほん」が教えを信ずるものすべての意ではなく、内部の中に「とふじん」や「から」があることも示されていることも考えられよう。これらを考え合わせるとき「上」には、次の三つが考えられるのである。

イ、お道と無縁の立場を指す「上」 / ロ、お道の内部を示す「上」 / ハ、右の二つを含めた「上」

この点については、今後の研究に待たねばならないが、少なくとも、一号二号の「上」はお道の指導者層に対して、せかいなみでない教えとしての天理教の主体性の確立を仰せられていると考えられるのである。

であるから「ハぶく」「ハぼく」を「わぼく」と訓んで「和睦」とするにしても、“つとめ”と“そうじ”（特にやしきの）を通して、せかいをおさめるために『お道を、まだ、せかいなみの教えであるとさえ思って行動する内なる“上”たる者の心をしずめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』と仰せられたのが一の19. 20首の意味であろう。

(「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的な理解と用字について」木村善為、『天理教学研究17号』1967. P33)

26のおうたの註には、「屋敷の掃除をお急き込みになられた」と29にある「やしきのそうじ」がここに出てきます。具体的なことは現行の『註釈』には書かれていませんが、昭和3年版では、内縁の妻「おちゑ」を屋敷から出すこととあります。一号はここから以降、「あくじ」である「おちゑ」を屋敷から追い出し、「ハかきによほふ」をもらえという話になっていきます。

しかし、この話の展開は明治2年に至るまでのおやしきの状況、教祖と秀司に連なる人々との関係からはかけ離れています。『註釈』が記す「おちゑ」について追ってみましょう。なお「おちゑ」については音次郎の母親ということだけが伝わっているのみと思われます。

【現行版注釈一〈昭和12年版註釈は現行版とほぼ同じ〉】

《二六、 註 教祖様の長男秀司先生は、長年患うておられる足部の疾患が容易にいけないで、時々痛みがはげしくなる。教祖様はこれに対して、病気ではない、親神様の御意見だから、十分さんげして心を改めるよう教戒せられ、屋敷の掃除をお急き込みになられたのである。以下、秀司先生に対する親神様の厳しいお諭しは、秀司先生個人に対する御意見と考えず、それを雛形にして、総ての人々に教戒せられたものと解しなければならない。》

【昭和3年釈義】

《註 御教祖の長男秀司先生は、永年患うて居られる足部の疾患が容易に癒えないで、時々痛みがはげしくなるく※ゴシック体S3年版のみが、先生は矢張り従来の観念にとらはれて、持病だから助からないものだと思つて居られた。御教祖はこれに対して病気ではない親神様の御意見だから十分懺悔して心を改めるよう教誡せられ、〈※ゴシック体S3年版のみ〉又先生が当時同棲して居られたおちゑと云ふ婦人は屋敷に因縁のないもので、親神様の思召しにかなはないものであるから、早く別れるやうにと度々ご注意を与えられたが、余りに近い親子の間柄であるから、先生にはそれが御教祖を通じての神意と悟れず、唯親の意見位に思ひ、且其婦人は正妻があつての妾ではなく、親神様の御許しこそないが、永年添うて居る謂はゞ内縁の妻であると云ふ考で依然として親神様から見て埃であるその内縁関係を絶つて足の病気を直して頂かうとはせず、其まゝにして居られたが、御教祖は此年(明治二年)正月三十日迄にはどうしても手を切つて音次郎という子と一緒に実家へ送り届けねばならぬと日を定めて、それ以後は屋敷内に置くことを許されなかつた。何故に御教祖が斯くも厳しく仰せられるのかと側近(そば)の人々は怪しんだが、親神様は屋敷の掃除をお急き込みになつて居られたからである。それでは秀司先生はそれ程埃の多い方であつたかと云ふに決してさうではない。これは親神様が天啓の教を説く雛型道具として御教祖肉親の子である秀司先生を特にお使いになつたのである。人類の眞実の親である天理王命が初めて此世に顕現される最初の機縁を造られたのも此秀司先生の足の患ひであつた。即ち秀司先生の生涯は因縁によつて選ばれた貴い受難者の犠牲である。以下、秀司先生に対する親神様の厳しいお諭しは秀司先生個人に対する御意見と考えず、それを雛形にして総ての人々に教誡せられたものと解しなければならない。》

前述のやうに二五から四四迄は秀司先生に對するおさとしで御座ゐます。秀司先生に對するおさとしはこの後の号に於ても屢々（しばしば）出て来るのでありますが、本号の此お歌では主として秀司先生の身持ちに對してのおさとしであります。

これは釈義の第九頁二六の註を御覽下さらばよくわかるのでありますが、秀司先生が富時同棲して居られました内縁の婦人と縁を切つて、正妻を迎へるやうにと厳しいおさとしなので御座ゐます。先生は当時常時四十九才でありましたが未だ定まつた奥さんが無く、川原城のおちゑと云ふ婦人と同棲して居られたのであります。併しこの婦人は親神様から御覽になるとお屋敷に因縁の無い人であるから、夫婦になる事を御許しにならず、此関係を『あくじ』と迄極言せられたのであります。そして富時先生は足を患ふて居られましたので、此『あくじ』を去つて親神様にもたれるやう、さうすれば足の患ひもすみやかになるとおさとしになつたのでありますが、秀司先生にして見ると餘りに親しい親子の間柄でありますから、御教祖の仰せられる事は親神様の御心だと気がつかず、親の意見位に思うてこれを看過せられてみたのであります。これは親神様の立腹であり、ざんねんで御座ゐますから次のお歌のやうに

やまひとてせかいなみではないほどに 神のりいふくいまぞあらはす25 / こらほどの神のざんねんでてるから いしやもくすりもこれはかなはん27
このあしはやまいとゆうているけれど やまいではない神のりいふく32 / りいふくもなにゆえなるとゆうならば あくじがのかんゆへの事なり34
このあくじすきやかのかけた事ならば あしのちんばもすきやかとなる37

と仰せられたので御座ゐます。このやうに親神様はどうしても『あくじ』である此内縁関係を絶つやうに責めきれませんが、秀司先生としては、その婦人との関係は親神様のお許しこそ無いが正妻あつての妾ではなく、子供もあり添ふて居られる所謂内縁の妻であると云ふ考へからこれを去らす御決心はつかなかつたのであります。併し親神様としては屋敷のさうじをして、ふしんの模様立てをし、よろず助けのために専念するには、因縁の無い婦人と添ふ事はよくない、親神様の御許しの無い婦人と添ふ事は（あくじ）である、どうしても此関係を絶たねばならぬと、明治二年の正月三十日と日を切つて音次郎と云ふ子供と一緒にその婦人を川原城の実家に送り帰へされたので御座ゐます。

それを次のお歌に **一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて39 /** と仰せ下されたので御座ゐます。これは『あくじ』を拂うて屋敷の掃除をし、因縁ある正妻を迎へて『ちば』の理を明（あきら）かにすると同時に人倫の道を示し、秀司先生初め側々の者がよろず助けの為に邁進する事をお急き込み下されたからで御座ゐます。（「おふでさき講習会録」P29. 『みちのとも』昭和3年11月20日号）

おふでさき講習会—昭和3年（1928）4月26日に註釈付きの「おふでさき」第1巻が発刊され、同年の8月をもって全5巻が公刊された。そして同年の10月28日より11月1日までの5日間にわたって、全教会長を「おやさと」に集め、・・・「おふでさき」についての講習会が開催された。・・・（『天理教事典. 第三版』P139）

一 29 このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれを見てくれ

昭和3年の釈義では、26の註で「やしきのそうじ」とは「おちゑ」を中山家から退去させることであり、29では「因縁なき者は屋敷よりさっぱり払い除けて終ふ」と明確に書かれています。それに対して「現行註釈」では、払い除ける対象については触れていません。また、昭和12年版は現行版とほぼ同じことから、昭和3年版の記述は12年版の時に修正されたのです。

「註釈(釈義)」は3年版から12年版に修正されたときに大幅に書き換えられ、現行版はほぼ12年版と同じです。これは3年の時にはまだ東大の学生だった中山正善氏が、12年の時には教学の実質的にも指導者になっていたことによるのではないかと考えられます。

【昭和3年釈義】 二九、このたびは『ぢば』の理を明かにする為に、因縁なき者は屋敷よりさっぱり払い除けて終ふからみなよく承知して置いてくれ。
註 やしきは、「ぢば」の所在地たる御教祖の居住せられる屋敷であって、人間の親里なるぢばである。

【現行註釈－昭和12年版は現行版とほぼ同じ】 二九、この度はぢばの理を明らかにするために、屋敷からほこりをさっぱり払い除けてしまうから、みなよく承知しておいてくれ。註 やしきは、教祖様の居住せられる屋敷であって、人間の親里なるぢばの所在地である。

一 39 一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて

現行版で「おちゑ」が出てくるのは、この39のみです。12年版では「悪事であったから」という表現が現行版では「悪事から始まったものであったから」と「あくじ＝おちゑ」という関係が薄められています。3年版は26の註にあるように「おちゑ」を実家に帰す日です。

【現行版註釈】 三九、註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があつて、音次郎という子まであつた。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まったものであつたからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。

【昭和12年版註釈】 三九、註 秀司先生は長年御独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻が有つて、音次郎という子まであつた。そして御屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事であつたからして、此おちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。

【昭和3年版釈義】 三九、註 本号第26の註参照。「一寸はなし」は御教祖がお話をおはじめになる時によく用ひられる語句で、極く親しみのある心安さ表す軽い言葉である。

<39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて>は、昭和3年に『おふでさき附釈義』が出るまでは秀司とおちゑとの間の子、音次郎を屋敷から出して母であるおちゑのもとに返せと解釈されていました。おちゑはお屋敷には住んでいなかったようになっているのです。しかし、子供の音次郎だけを追い出すことが「やしきのそふじ」ではあまりにことが小さすぎます。そのためにおちゑが屋敷に住んでいたことにして、「おちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられた(『おふでさき註釈』)」ことにしたと思われれます。

秀治氏は十七歳から河原城のおちゑと云ふ女を妾としてゐた。其の間に出来たのが田村音治郎氏である。其れを一時中山家に引き取つて養つて置いたのであるが教祖の命に依り正月の三十日に辻仲田の両氏をしておちゑの許へ送り返さしめた。(『評註御筆先』大平隆平.P7.1916)

河原城ノおち江なるものゝ子音二郎氏ヲ正月三十日間おちえノ方へ預ケヨト教祖ノ命ニヨリ辻中田、ノ両氏送り返ヤサレタリ
(『御筆先』P6.安江明.1925)

これ事実としては、秀司先生の庶子田村音次郎氏の始末に関するの神諭であるが、其の實は将来に起るべきそれよりも大なる預言である。(『神の実現としての天理教』P161.中西牛郎.1929)

一 41 そのひきてみへたるならバそばなもの 神のゆう事なにもちがはん

41の註に「実家へ送り帰されて後、数日を待たずして其婦人は病氣となり、再び立つ事が出来なかった」とあり、39の教会本部以外の解釈がおちゑはおやしきに住んでいなかったように書かれていることから、おちゑは明治2年の時点ですでに亡くなっていたのではないかという気がします。そうでなければ、「ハかきによほふ」を薦める教祖は、本部の『註釈』通り、秀司の妻に離婚を迫る姑になってしまうからです。

【昭和3年版釈義】 41 註 御教祖が正月三十日と日を定めて、屋敷に因縁の無いおちゑと云ふ婦人なりその子供を 実家へ送り帰されて後、数日を待たずして其婦人は病氣となり、再び立つ事が出来なかったのである。若しその婦人が屋敷内で病氣になれば、仮令因縁が無くとも人情の上からそれを帰す事は出来ない。斯くては屋敷の掃除も出来ないし、又一つには因縁ある正妻を迎へて「ちば」の理を明らかにし人倫の雛形を示す大なる障害になった事と思はれる。その事は親神様には判然わかつていたのであるが、秀司先生を初め側近(そば)の人々にはわからず、その日が来て初めて成程と得心が出来たのである。

【現行版註釈—昭和12年版もほぼ同じ】 41~44、註 おちゑは実家に帰つて後、数日を出でずして病にふし、遂に再起する事を得なかつた。もし人情にほだされて期日を遅らしていたら、屋敷の掃除は遂に行われる事を得なかつたであろう。

一 60 このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ

61 しやんせよをやがいかほどをもふても 神のてばなれこれはかなはん

これは通説では秀司の娘のお秀のこととされていますが、お秀は小さいときからおやしきにいて、教祖やこかんに育てられていますから、「このこ共二ねん三ねんしこもふと」には該当せず、子供にこだわると慶応3年頃から同居し始めたと思われる音次郎のことになります。しかし、61. に「をや」とあることから教祖の子、秀司ではないかとも考えられます。慶応3年に吉田神祇官領の神が「おやしき」に入ってきてから教祖は秀司にいろいろ説いたけれども、教祖の思いに沿うことはなかったことを表現したのではないのでしょうか。慶応3年から2、3年後は明治2年になります。このように考えると、天皇家の先祖12神を祀った吉田神祇官領の神である天輪王明神の存在が「あくじ」であり、それを屋敷から出せというのが「やしきのそうじ」という解釈になります。

【昭和3年版釈義】

六〇、この子供を二、三年教育しようとその親の方では思うているけれども、親神にはもう寿命の無い事がよく分かっているのである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らへさしたいと思うても、親神が守護をしなければどうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

註 秀司先生の庶子にお秀さんと云ふのがあつた。これは生後すぐ中山家に引き取られて、御教祖自ら養育せられた。此子は将来お道の柱石ともなる可き因縁を持って居られるのであるが、如何せん正妻の子でない為に何時迄も因縁ある親神様の屋敷に置く事が出来ない。それで親神様は時期を俟って迎ひ取らうとして居られるけれども、親神様の心のわからない秀司先生には親の欲目で自分の子がそんなに早く死ぬなどゝは夢にも思はれない。それでもう二、三年も教育をしようと思つて色々心を砕いて居られたが、親神様にはそれは所詮駄目である事がよくわかつて居たのでそれを仰せられたのである。此お秀さんは翌明治三年十八才で出直しになり、秀司先生がやがて正妻を迎へられるとその腹に宿つて、こんどは正しく神の館の後継者たる嫡出子として生れられたのである。

【現行版註釈—昭和12年版もほぼ同じ】

六〇、この子供を二、三年教育しようとして、その親の方では思うているけれども、親神には寿命の無い事がよく分かっているのである。 註 この子供とは、秀司先生の庶子お秀様のことであつて、その出直しを予言せられたものである。

六一、よく思案して見よ。親がどれ程子供可愛くて生き永らえさしたいと思うても、親神が守護をしなければ、どうすることも出来ないのであるから、この道理をよく悟らねばならぬ。

63から74のおうたは、秀司の縁談の話です。これは平等寺村の松恵を秀司の嫁にするというのが通説です。そして「おふでさき」一号の解釈は、その準備として「当時同棲して居られたおちゑと云う婦人は屋敷に因縁のないもので」（26の『昭和3年釈義』）、それが「あくじ」であり、「おちゑ」を屋敷から追い出すことが「やしきのそうじ」であり、そうすることで、因縁のある松恵を正妻として迎えることができるという筋書きになっています。ところが教祖の思いは松恵ではなく、山中忠七の娘、「こいそ」だったという異説が存在します。

— 65 これからハ心しいかりいれかへよ あくじはろふてハかきによほふ

【昭和3年版釈義】 六五、これからは心をたしかに入れへ、親神の許さぬ内縁を切つて因縁のある正妻を迎へよ。

【現行版註釈—昭和12年版もほぼ同じ】

65註 ハかきによほふ（若き女房）とは、いんねんあって秀司先生の奥様となられた大和国平群郡平等寺村の小東政吉二女まつゑ様の事で、当時19歳であった。

— 66 これとてもむつかしよふにあるけれど 神がでたならもろてくるそや

このおうたの註として、教祖が出向いて説得したという話がかかれていますが、「こいそ」説に立てばありえないこととなります。

【昭和3年版釈義】

六六、これは年齢の相違でむつかしい相談のように思うだろうが、親神が出たなら必ず話をまとめてくる。

註(一) 因縁のある正妻と云ふのは大和の平等寺村小東政吉氏二女松恵子さんの事で、当時十九才であった。

註(二) この縁談は最初仲人として竜田の勘兵衛と云ふ人が、小東家に交渉したのであるが、都合よくまとまらなかった。そこで、教祖様自らお越しになり、魂の因縁をお説きになったので、小東家に於ても初めて承服し、爰にここに縁談は成立したのである。

【現行版註釈—昭和12年版もほぼ同じ】

六六、これは年齢の相違で難しい相談のように思うだろうが、親神が出たなら必ず話をまとめてくる。

註 この縁談は最初仲人として竜田の勘兵衛という人が、小東家に話をしたのであるが、都合よくまとまらなかった。そこで、教祖様自らお越しになり、いろいろ（昭和12年版では「いろいろ」は「魂の因縁を」）お説きになったので、小東家に於ても初めて承服し、ここに縁談は成立したのである。

68のおうたは小東家の子供の数が出ていて教祖の思いが「まつゑ」にあったことを示す重要なものと思われています。しかし、「こいそ」の兄弟も夭折したものを除くと5人なのです。彦七、こいそ、栄蔵、卯蔵、元蔵です。「こいそ説」は、『山中忠七伝』に書かれています。

【3年版釈義－現行版、12年版もほぼ同じ】註 これは、秀司先生夫人松恵子さんの実家小東家に云はれた事で、小東政吉氏には、おさく、松恵、政太郎、亀吉（後、定次郎と改名）音吉（後、仙次郎と改名）という五人の子があつた。親神様は其中の二人は内の用事をさせ、あとの三人を親神様のために捧げよさうすればその行末は引き受けると仰せられたのである。

こかん様がおやしきへお帰りになった二十三日の夜のこと、教祖は、「将来三人の子供（翁の息子の栄蔵、卯蔵、元蔵）は神が引き受け世話取りをするから心配することはいらん。」と仰せ下されまして・・・（『山中忠七伝』P50.1965.大和真分教会）

教祖は、明治の初め頃、翁の娘こいそを秀司先生の嫁に出来ないかと懇望せられ、教祖の弟様の前川半兵衛様の奥さんである、おたきさんが度々翁の宅へ来て縁談をされた、ということでもあります。ところが翁は「このくらい人に笑われている中を、そんな事したら人がどんなに笑うかしのれない。こんなに年齢が違っているのに。」と、承知が出来なかったのであります。（注 こいそ十七、八才の時、年令差約三十才）（『山中忠七伝』P82）

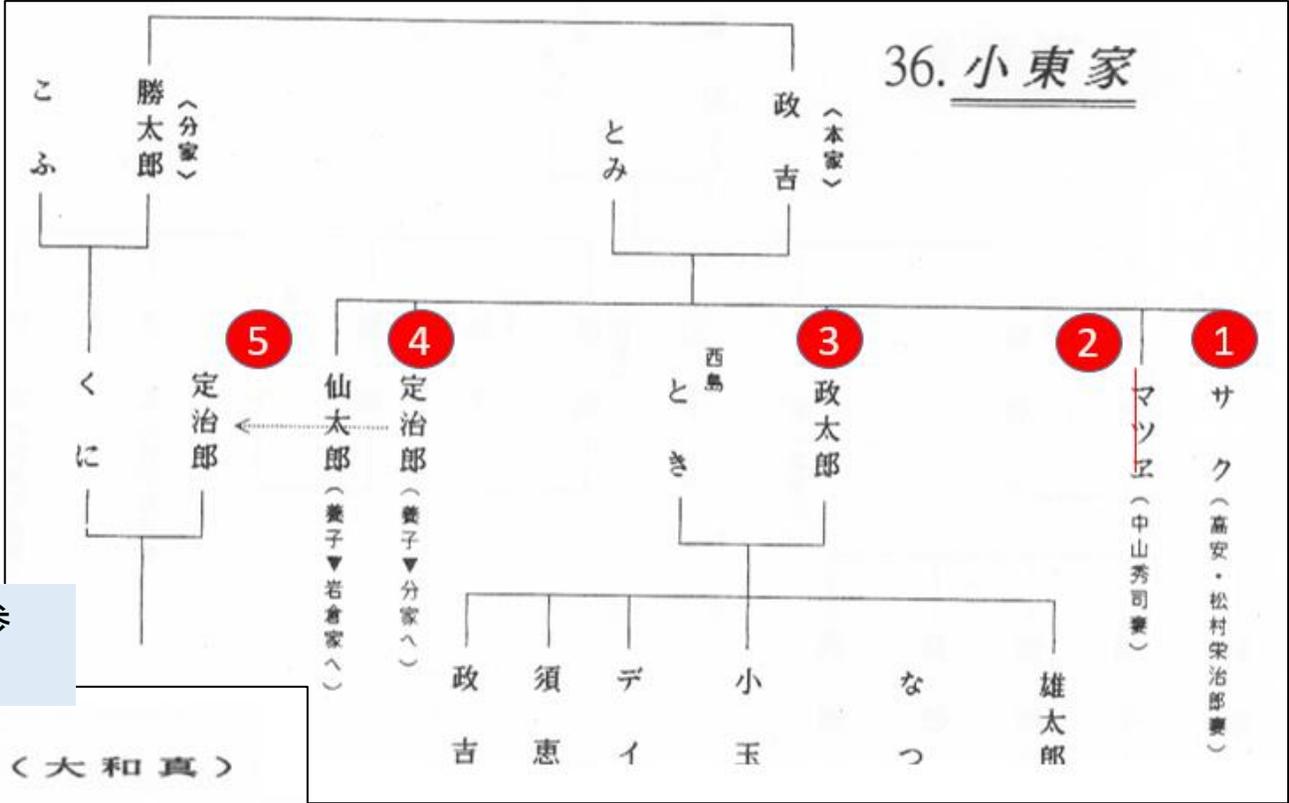
山中忠七は本部祖霊殿中央、中山家の場所に祀られている

天理教教会本部の祖霊殿中央には、善兵衛、秀司、こかん、まつゑ、歴代真柱夫妻、飯降伊蔵、上田ナライト、そして山中忠七が祀られています。なぜ、忠七が入っているのか、……

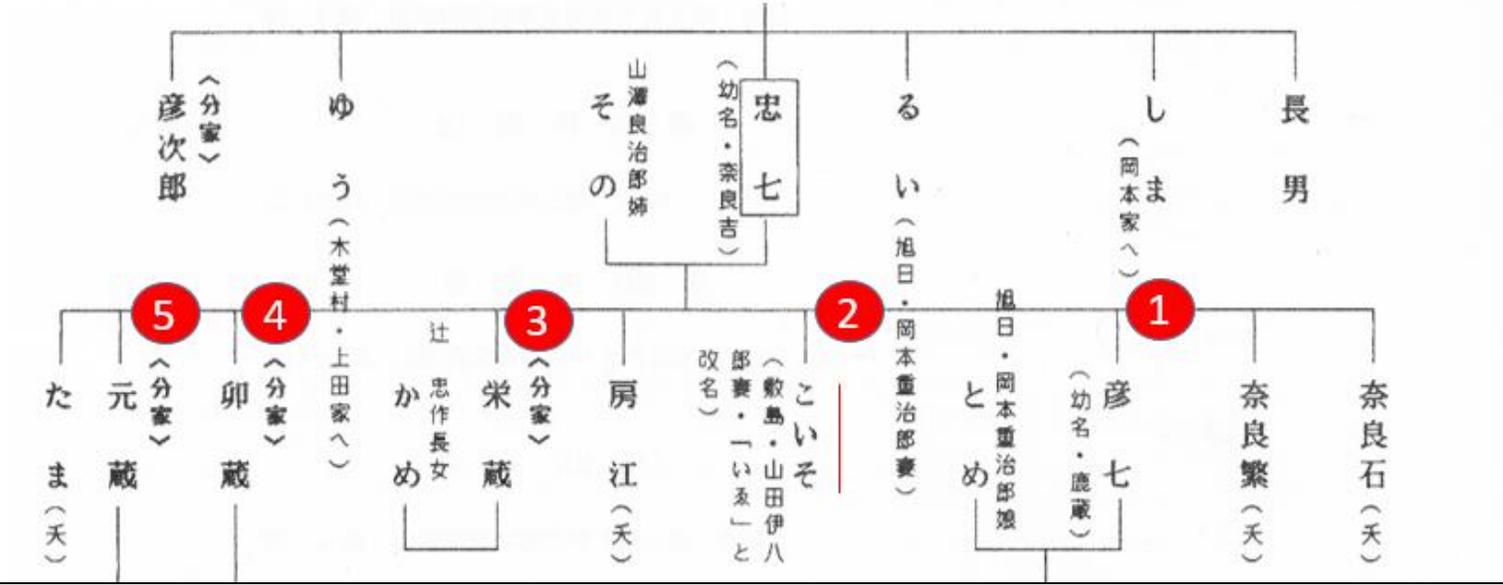
「『おふでさき註釈』の釈義には、今一度考察されねばならない」（「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察－特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的理理解と用字について」木村善為『天理教学研究17号』P17）必要があるものであり、その作業を経ないと、「おふでさき」の真意は分からないのです。

小東家、山中家ともに子供が5人いることを示す資料

『おさしづ主要人名索引と関連家系図』1998. 樺本分署跡参考館P116及P394



124. 山中家<本家> (大和真)



「おふできき」一号だけを解釈しようとする、「あくじ」や「やしきのそうじ」の内容を明確に示すことは難しいと感じます。ただ、一号に続けて書かれた二号、明治6年末から明治7年12月までに書かれた三号から六号を、明治6年末のおやしき内で三条教則説教、明治7年に起きた大和神社事件、同年12月の中教院による神道祭式の撤去等の史実を基に解釈したのちに、一号に戻ると、その内容はより明確に捉えることができるのではないかと思います。